

第 2 2 号議案

平成 2 6 年度教育費予算について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 6 年度教育費予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成26年度教育費予算について

平成26年度教育費予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

歳出

(千円)

款	項	金額
10 教育費		18,042,421
	1 教育総務費	1,760,162
	2 小学校費	4,448,010
	3 中学校費	1,237,305
	4 特別支援学校費	163,338
	5 高等学校費	1,825,406
	6 社会教育費	7,298,510
	7 保健体育費	1,309,690

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
小学校外国語指導助手派遣委託料	平成 2 7 年 度		千円 16,330
小学校給食調理委託料	平成 2 7 年度から平成 3 1 年度まで		736,385

中学校外国語指導助手派遣委託料	平成27年度	30,326
中学校給食調理委託料	平成27年度から平成31年度まで	69,900
特別支援学校給食調理委託料	平成27年度から平成31年度まで	105,260
看護師派遣委託料	平成27年度	11,655
久留米シティプラザ自主公演等事業	平成26年度から平成27年度まで	40,000
生涯学習センター管理料	平成27年度から平成31年度まで	674,165
北野複合施設指定管理料 (北野図書館維持管理分)	平成27年度から平成31年度まで	52,445

事 項	期 間	限 度 額
体 育 施 設 指 定 地 管 理 料 (田 丸 城)	平 成 2 7 年 度 か ら 平 成 2 8 年 度 ま で	千 円 2 3 , 8 3 0
体 育 施 設 指 定 地 管 理 料 (三 城 島)	平 成 2 7 年 度 か ら 平 成 3 1 年 度 ま で	3 0 4 , 9 1 0
県 施 行 社 会 体 育 施 設 整 備 事 業 地 元 負 担 金	平 成 2 6 年 度 か ら 平 成 2 7 年 度 ま で	3 3 , 5 3 3

第 4 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	221,300	普通貸借又は証券発行	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
義務教育施設整備事業	510,500			
特別支援学校施設整備事業	3,200			
高等学校施設整備事業	78,600			
社会教育施設整備事業	252,900			
久留米シティプラザ整備事業	3,088,100			
保健体育施設整備事業	千円 245,000			
厚生福祉施設整備事業	7,300			

平成26年度 教育部基本方針

【重点取組】

1 第2期教育改革プランの実行

第2期教育改革プランに掲げた①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成、④ 家庭・地域との連携と学校力の向上 の4つの具体的目標に沿って、事業を進めます。

また、各事業の取り組み状況や教値的目標の達成状況について、教育改革推進会議や校長会等を活用しながら進行管理を行います。

(1) 「健やかな体」の育成

家庭や地域と連携した食事・睡眠等の基本的な生活習慣の確立や、外遊びや体育的活動を推進することにより、子どもたちの笑顔の基盤となる身体的健康を育みます。また、障害のある子どもが、安心して教育を受けられるよう、支援体制を充実します。課題となっていた特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の対応については、看護師の配置を充実し、保護者負担を大幅に軽減します。

① 食育の充実

(学校給食を活用した食育推進、食育啓発促進など)

② 体育的活動の推進

(体力向上への実践研修、中学校体育連盟助成など)

③ 障害のある子どもへの医療的対応

(特別支援学校への看護師配置【拡充】、訪問看護支援など)

(2) 「豊かな心」の育成

人間関係を構築する基盤として、自分の存在を肯定し大切に思える心や、自分の大切さとともに他者の大切さを認め共感・協調していく心、感動する心等の豊かな心を育みます。

また、安心して学べる雰囲気づくりや、不登校やいじめ、非行等への対策を通じて、子どもたちの自立心の育成や社会性の向上に取り組みます。

【基本姿勢】

平成26年度は、本市の教育振興基本計画として策定した「第2期久留米市教育改革プラン」の計画期間の最終年度であり、本プランの目的である「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のため、地域や学校と連携しながら、総力を挙げて各施策や取り組み等を進めます。

とりわけ、全国平均以上の学力及び全国平均以下の不登校出現率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校の予防と対策」を重点課題とします。また、児童生徒一人ひとりを大切にすることを視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても、重点的に取り組みます。加えて、学校と家庭・地域との連携強化を図るため、全ての小・中学校に設置した地域学校協議会の充実を図っていきます。

学校施設の整備・充実につきましては、平成25年度末に耐震化が完了した小・中・特別支援学校施設に続き、高等学校及び屋内運動場・武道場における天井等の非構造部材の耐震化を平成26年度末までに完了するように着実に取り組みます。また、学校施設の老朽化対策として、国庫補助等を活用しながら、改築や長寿命化の対応を推進します。さらに、児童生徒が快適に学習できる望ましい環境を整備するため、平成26年度末までに全小・中学校の普通教室に空調機を設置するとともに、引き続きトイレ改修等を重点的に取り組みます。

また、セーフスクールの推進、全小・中学校及び特別支援学校の学校給食調理業務の委託化、少子化の進行を見据えた学校小規模化対応などに取り組みとともに、現在策定中の新総合計画(基本計画)との整合性を図りながら、なおかつ、現在審議中の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を注視しながら、次期プランの策定を進めます。

特に、不登校対策については、小学校での生徒指導サポーター活用事業及び中学校での校内適応指導教室充実事業のほか、教育委員会事務局に配置するスクールカウンセラーの増員による教育相談の体制強化を行います。

- ① 道徳性・社会性の形成
(集団活動、職場体験、情報モラル教育など)
- ② 文化・芸術活動の推進
(中学校文化連盟助成など)
- ③ 不登校の予防と対策
(校内適応指導教室助手の配置、生徒指導教員の専任化、スクールカウンセラー等の配置【拡充】など)
- ④ 問題行動の予防と対策
(校内の生徒指導体制の強化など)
- ⑤ 人権・同和教育の充実
(学校人権・同和教育事業など)

(3) 「確かな学力」の育成

未来の社会で自己の能力を発揮する基盤として、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を身につけた子どもを育てます。

学力向上に関する具体的な取り組みとして、市独自事業である小学校3年・4年及び中学校1年の少人数授業の実施を継続し、学習のつまずきへのきめ細かな対応を行うとともに、学習支援ボランティアを活用した放課後学習等により学習習慣の定着を図ります。さらに、今夏に中学校に設置する空調機を活用し、夏季休業中の学校での補充学習を充実します。

また、障害のある子どもや社会参加を目指して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行えるよう、特別支援教育支援員の配置の充実などを行います。

- ① きめ細かな指導
(少人数授業の実施【小学3・4年生、中学1年生】)

(学習習慣定着支援事業【全小・中学校で実施】)

- ② 障害のある子どもへの自立支援
(特別支援教育支援員の配置【拡充】、通級指導教室など)
- ③ 学校図書館の充実
(蔵書の充実、人的体制(図書館司書)の整備【拡充】、市立図書館との連携など)
- ④ 「くるめ学」の充実
(「くるめ学」副読本改訂事業)
- ⑤ 外国語教育・理科教育の充実
(外国語指導助手、理科教育センターの活用など)

(4) 家庭・地域との連携と学校力の向上

「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」を身につけた子どもを育てる取り組みを進めるため、市教育センターでの研修等による教師の実践的指導力の育成・向上を通じて、学校教育の運営体制の整備を図ります。

併せて、学校と家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの教育の充実を一体的に進めるため、全小・中学校に設置した地域学校協議会の活性化や提言機能の定着を図ります。

また、各学校の情報システムを安定的に運用するために、Windows X Pのサポート終了への対応等を行い、情報教育環境の充実に努めます。

- ① 家庭・地域・就学前教育との協働
(教育改革プランの広報、地域交流活動、人権教育啓発推進など)
- ② 障害のある子どもへの対応
(発達障害早期総合支援事業(すくすく発達相談教室)【拡充】など)
- ③ 小中連携教育の推進
(小中連携コーディネーター活用、小中連携教育研究など)
- ④ 校務の効率化等
(情報教育環境の充実、ICT活用推進など)
- ⑤ 教師・学校間の切磋琢磨
(教職員研修、教育課題研究、教育研究指定など)

2 学校教育環境等の整備

(1) 安全・安心の学校づくり

学校施設の整備に関しては、耐震化を最優先に取り組んできた結果、平成25年度末に全小・中学校及び特別支援学校で耐震化100%を達成しました。高等学校施設及び屋内運動場・武道場における天井等の非構造部材の耐震化については、平成26年度末に完了するよう取り組みます。

また、老朽化した学校施設の改築に向け、日吉小学校及び屏水中学校の設計を行うとともに、長寿命化対策については、外壁・トイレ・防水改修等を行います。特にトイレ改修事業については、昨年度に引き続き重点的に行い、教育環境の整備を推進します。

さらに、安全・安心の学校づくりに「快適」の視点にも力を入れ、夏季における学校の高温化対策として、平成26年度末までに、市立小・中学校の普通教室(887室)に空調機を設置し、学習に集中できるよう環境整備を行います。

なお、事業実施にあたっては、地域経済の活性化を念頭に、市内事業者の状況を踏まえ、計画的な工事発注等に努めます。

■学校施設の整備充実

- ① 校舎増改築設計業務委託 (小1校・中1校) ←H26当初予算
- ② 耐震補強工事 (高2校) ←3月補正前倒し
- ③ 校舎大規模改築工事 (小1校・高1校) ←H26当初予算
- 校舎大規模改築工事 (小1校) ←3月補正前倒し
- ④ 屋体大規模改築工事 (小1校) ←3月補正前倒し
- ⑤ 屋体等非構造部材耐震化(小3校・中15校・高1校) ←3月補正前倒し

■長寿命化事業

- ① 校舎外壁改修工事 (小6校・中1校・高2校) ←H26当初予算
- 校舎外壁改修工事 (小8校・中1校) ←3月補正前倒し
- ② 校舎防水改修工事 (小9校・高1校) ←H26当初予算
- ③ 便所改修工事(小5校・中4校・特1校・高2校) ←H26当初予算
- 便所改修工事(小9校・中4校) ←3月補正前倒し

■空調整備事業 (小46校)

※中学校分は9月・3月補正で計上

(2) 学校の小規模化対応

学校小規模化対応については、平成24年度に通学区域審議会から出された「複式学級を回避・解消するような施策実施を進めるべき」との中間答申に基づき、平成25年度に小規模特認校制度を導入し、大橋小・下田小・浮島小の3校を特認校として指定しました。特認校への児童募集に際しては、募集リーフレット等での広報や通学支援等を講じたことにより、合計19名(大橋小7名、下田小10名、浮島小2名)の児童が転入学しました。一方で、3校とも複式学級の回避・解消ができる児童数は集まらず、県教育委員会が定める学級編制や教員定数の制度上は、大橋小、下田小でも2・3年生で複式学級編制となる予定でした。しかし、県から配当された教員数の範囲内で配置を工夫すること、今年度は学年ごとの学級編制となっています。

平成26年度においては、転入学した児童への対応や通学支援等を適切に実施するとともに、1年目の募集結果等について検証し、2年目の募集について検討を行います。また、引き続き通学区域審議会での審議等を通して、小規模学校のあり方などについて検討を進めます。

① 学校小規模化対応事業【新規】

(通学支援として小規模特認校の最寄駅から学校間の送迎を実施)

3 その他の重点取組

① セーフスクール推進事業【新規】

(セーフスクール推進校を指定し、地域や関係機関と連携した学校安全の取り組みを推進)

② 小・中学校給食の充実

(平成16年度から段階的に実施してきた学校給食調理業務の委託化について、平成27年4月から全小・中学校及び特別支援学校へ拡大)

平成 26 年度予算基本方針(市民文化部)

1 基本方針

「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米」づくりの実現のため、市民生活に最も密接に関連する業務を所管する部署として、市民ニーズへの的確な対応を図りながら、「市税の収納率向上・納付環境の整備」、「市民窓口サービスの充実」等の施策をスピーディーかつ着実に展開し、市民の視点から市民サービスの充実・向上に向けた取り組みを進める。

また、文化芸術が持つ創造の力を人づくりやまちづくりに活かし、市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことのできる都市を目指すため、文化芸術の振興や久留米市が持つ歴史文化を積極的に活用した事業を展開するとともに、久留米シティプラザをはじめとした文化、スポーツ、生涯学習の拠点となる施設の整備充実を図る。

あわせて、市民の生涯学習ニーズが高まっている中で、市民と協働しながら、生涯学習やスポーツ、図書館事業等の取り組みを進める。

2 重点施策

(1) 文化芸術の振興

文化芸術は、市民の生活を豊かにする役割を担うと同時に、都市に創造的な活力をもたらし、地域の活性化にもつながるものである。久留米市の歴史や地域性を踏まえ、個性と魅力のある文化芸術の振興を目指し、「久留米市文化芸術振興基本計画」(H19～H26)に基づいて事業を展開するとともに、次期基本計画の策定を行う。

また新たに、音楽が持つ力を活かして、人とまちを元気にするようなまちづくりを進める。

- ◎ 久留米市文化芸術振興基本計画に基づいた事業の推進
- ◎ 次期計画の策定
- ◎ 音楽によるまちづくりの推進
- ◎ 石橋文化センター・石橋美術館・青木繁旧居等の利用促進
- ◎ 文化施設の設備等改修

(2) 生涯学習・社会教育の推進

市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市民的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市

民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組み。

また、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進める。

- ◎ 校区コミュニティと連携した生涯学習・社会教育の推進
- ◎ 生涯学習に係るボランティアの積極的養成
- ◎ 青少年健全育成や人権・同和啓発活動等の生涯学習事業の推進
- ◎ 生涯学習施設の改修

(3) 歴史的資源の保護・活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につながるような事業の展開を図る。

- ◎ 歴史公園の整備（田主丸大塚古墳、筑後国府跡等）
- ◎ 坂本繁二郎生家の運営・活用
- ◎ 歴史的建造物の保存整備に向けた調査
- ◎ 埋蔵文化財調査の効率化と適切な保存・活用

(4) スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、スポーツの推進に努める。

また、スポーツ振興の基盤となる市民スポーツの充実と競技スポーツの支援を図るため、県と連携して総合スポーツセンター内の県立体育館と市立の武道館・弓道場の一体的改築による総合的な体育館の整備に取り組みとともに、県等と連携し、2020年東京オリンピック閉催を見据え、キャンプ地誘致など閉催効果を引き込む取り組みを進める。
あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の整備・改修を進める。

- ◎ 久留米市スポーツ振興基本計画に基づいた事業の推進
- ◎ 県との連携による総合武道館の一体改築の推進（基本設計・実施設計策定）
- ◎ スポーツ施設の整備
(竹野基盤整備地内運動公園整備、三浦屋外体育施設再整備、山本多目的運動公園整備等)

- ◎ 野球場の外壁改修工事等スポーツ施設の改修
- ◎ スポーツ交流・スポーツ大会等の推進

(5) 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積を行い、各地域館と所管等とのネットワークの緊密化並びに関係機関・団体等との連携など、図書館としての総合力を高め、サービスの充実を図る。

- ◎ 図書館施設環境の整備及び運営体制の充実
- ◎ 子どもの読書活動推進計画に基づいた事業の推進
- ◎ 図書館ボランティアとの連携・協働
- ◎ 中央館と地域館等の連携強化

26年度教育費 当初予算の状況

(単位:千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 教育総務費	1,760,162	1,652,385	107,777	145,784	0	8,255	1,606,123
1 教育委員会費	8,297	8,297	0				8,297
2 事務局費	1,671,934	1,564,668	107,266	145,784		7,405	1,518,745
3 教育センター費	79,931	79,420	511			850	79,081
2 小学校費	4,448,010	3,035,967	1,412,043	22,991	451,000	1,495,672	2,478,347
1 学校管理費	3,608,396	2,138,735	1,469,661	17,348	254,600	1,416,860	1,919,588
2 教育振興費	568,646	582,229	-13,583	5,643		4,244	558,759
3 学校建設費	270,968	315,003	-44,035		196,400	74,568	0
3 中学校費	1,237,305	1,172,169	65,136	3,854	59,500	77,557	1,096,394
1 学校管理費	656,128	643,171	12,957		14,400	16,265	625,463
2 教育振興費	461,278	470,158	-8,880	3,854		2,459	454,965
3 学校建設費	119,899	58,840	61,059		45,100	58,833	15,966
4 特別支援学校費	163,338	142,183	21,155	7,108	3,200	178	152,852
1 学校管理費	126,774	117,159	9,615	6,300	3,200	178	117,096
2 教育振興費	36,564	25,024	11,540	808			35,756
3 学校建設費	0	0	0				0
5 高等学校費	1,825,406	1,469,617	355,789	96,898	78,600	318,554	1,331,354
1 高等学校管理費	1,550,181	1,462,623	87,558	96,601	30,700	105,387	1,317,493
2 教育振興費	8,766	6,994	1,772	297			8,469
3 学校建設費	266,459	0	266,459		47,900	213,167	5,392
6 社会教育費	7,298,510	7,345,062	-46,552	1,191,471	3,341,000	402,996	2,363,043
1 社会教育総務費	2,151,489	2,268,644	-117,155	106,694	251,500	188,212	1,605,083
2 生涯学習センター費	168,221	146,745	21,476	16,400			151,821
3 公民館費	91,081	77,006	14,075			48,015	43,066
4 図書館費	219,138	221,850	-2,712			18,256	200,882
5 教育集会所費	48,586	43,173	5,413	2,890			45,696
6 田主丸複合文化施設費	68,479	50,642	17,837	7,500	1,400		59,579
7 城島総合文化センター費	108,154	55,088	53,066			49,422	58,732
8 青少年ふれあいセンター費	7,196	5,732	1,464			1,266	5,930
9 北野コミュニティ施設費	90,753	23,709	67,044			65,032	25,721
10(仮称)総合都市プラザ整備費	4,345,413	4,452,473	-107,060	1,057,987	3,088,100	32,793	166,533
7 保健体育費	1,309,690	1,431,912	-122,222	78,337	245,000	148,601	837,752
1 保健体育総務費	145,278	169,947	-24,669			6,459	138,819
2 体育施設費	780,921	893,055	-112,134	75,937	244,600	142,142	318,242
3 学校給食共同調理場費	383,491	368,910	14,581	2,400	400		380,691
教育費 合計	18,042,421	16,249,295	1,793,126	1,546,443	4,178,300	2,451,813	9,865,865
一般会計 合計	134,640,000	125,620,000	9,020,000	33,415,825	11,556,000	11,657,241	78,010,934

重点項目ごとの主な内容

◇学校教育の振興

【学力の保障と向上】	
○学力実態調査事業	
・小学校	7,969 千円
・中学校	4,078 千円
○少人数授業の実施	
・小学校	28,979 千円
・中学校	18,987 千円
○学習習慣定着支援事業	
・小学校	4,143 千円
・中学校	1,660 千円
○外国語指導助手活用事業	
・小学校	16,696 千円
・中学校	29,961 千円
・高等学校	8,323 千円
○「くるめ学」子どもサミット事業	581 千円
○「くるめ学」副読本改訂事業	9,683 千円
【不登校問題の解消】	
○心の教育推進事業(スクールカウンセラー派遣) ★拡充	
・小学校	11,625 千円
・中学校	11,016 千円
○生徒指導助手の活用	12,488 千円
○スクールソーシャルワーカー活用事業	5,706 千円
○小中連携教育推進コーディネーター活用事業	5,675 千円
○生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置)	15,902 千円
○適応指導教室充実事業	22,668 千円
【人権意識の確立】	
○学校人権・同和教育事業	30,641 千円
○人権・同和教育実践研究指定委嘱事業	
・小学校	1,500 千円
・中学校	750 千円
・高等学校	750 千円
○中学校人権教育・啓発推進事業	7,110 千円
○社会人権・同和教育事業	26,759 千円
【特別支援教育の充実】	
○特別支援教育の充実(訪問看護等)	1,717 千円
○発達障害早期総合支援事業	4,410 千円
○特別支援教育支援員活用事業	
・小学校 ★拡充	62,574 千円
・中学校	20,263 千円
○適級指導教室充実事業	
・小学校 ★拡充	10,167 千円
・中学校	2,642 千円
○特別支援学校地域交流事業	3,105 千円
○特別支援教育進路指導事業	2,871 千円
○医療的ケア対応事業 ★拡充	19,100 千円

◇学校施設の維持・整備

○小学校空調機整備事業(23校分設計・46校分工事及び管理)	1,501,578 千円
※ 小学校23校分の設計は前年度補正予算に計上	
※ 中学校分は前年度補正予算に計上	
○学校施設維持管理・長寿命化事業	
・小学校	251,885 千円
・中学校	88,715 千円
・特別支援学校	14,338 千円
・高等学校	139,764 千円
○校舎等改築事業	
・小学校	35,256 千円
・中学校	60,229 千円
○校舎等大規模改造事業	
・小学校	89,000 千円
・高等学校	266,459 千円

◇社会教育の振興

【生涯学習・社会教育の推進】	
○LLネットコアくるめ助成	12,151 千円
○校区生涯学習振興事業費助成	28,214 千円
○社会教育団体助成	9,697 千円
○PTA団体助成	2,920 千円
○少年の翼事業	4,108 千円
○社会教育指導者養成事業	191 千円
○わくわく遊友体験事業	1,921 千円
○生涯学習センターの管理運営	140,349 千円
【文化財の保護と活用】	
○歴史博物館整備事業	14,526 千円
○耳納山麓自然と歴史の森公園整備事業 ★拡充	89,530 千円
○発掘調査事業	129,049 千円
○文化財周知事業(くるめ歴史のさと事業)	2,103 千円
○埋蔵文化財センター事業	2,258 千円
○筑後国府跡歴史公園整備事業	216,002 千円
○歴史的建造物保存整備事業	2,001 千円
○坂本繁二郎生家活用事業	541 千円
【スポーツの推進】	
○生涯スポーツ振興体制の整備	4,531 千円
○スポーツ交流推進事業	17,264 千円
○(財)久留米市体育協会助成	30,478 千円
○スポーツ大会振興事業 ★拡充	9,475 千円
○スポーツ施設の整備活用	109,824 千円
○スポーツ施設維持管理事業	3,690 千円
○竹野基盤整備地内運動公園整備事業	130,951 千円
○三階屋外体育施設再整備事業	67,414 千円
○田主丸複合施設建設事業(多目的運動室)	14,558 千円
【市民の自己学習の場としての図書館づくり】	
○図書資料整備充実事業	58,046 千円
○図書館福祉サービスボランティア活用促進事業	1,300 千円
○子どもの読書環境整備事業	3,072 千円
○北野図書館の管理運営	29,182 千円

平成26年度 教育費予算の概要

[1項 教育総務費]

2目 事務局費

○ 幼稚園就園奨励費	428,116 千円
○ 私立幼稚園助成	33,061 千円
・心身障害児教育費補助	4,650 千円
・運営費等補助	23,011 千円
・研修事業費補助	4,375 千円
○ 教育改革プラン策定事業	3,789 千円
・次期教育改革プラン策定支援業務	2,398 千円
○ 「くるめ学」子どもサミット事業	581 千円
○ 「くるめ学」副読本改訂事業	9,683 千円

平成19年度に作成・製本された「くるめ学」副読本を、現状に即した内容に改訂し、「くるめ学」の充実を図る。

◆「くるめ学」副読本について

児童・生徒に郷土「久留米」の自然・文化・先人の業績や生き方等を学ばせ、郷土に愛着と誇りを持たせることを目的に「くるめ学」を創設。学習に必要な教材として副読本を編集・発刊・活用し、人間性豊かな児童・生徒の育成を目指す。

◆改訂作業

副読本作成委員会による原稿作成・検討、修正、印刷・製本、配本

○ 就学指導事業	1,422 千円
○ 学校人権・同和教育事業	30,641 千円
○ 特別支援教育の充実	1,717 千円
○ 久留米市奨学金	27,725 千円
・久留米商業高等学校寄附金活用奨学金	1,800 千円
○ 学校給食会助成	35,112 千円
○ 学校保健会助成	2,420 千円
○ 中学校選択制度	349 千円
○ 発達障害早期総合支援事業	4,410 千円
・すくすく発達相談教室(なんくん教室)	3,455 千円
・サマー・トリートメント・プログラム事業費補助金	955 千円
○ 食育プログラム研究推進事業	686 千円
○ スクールソーシャルワーカー活用事業	5,706 千円

【新規】 学校小規模化対応事業 3,816 千円

小規模特認校制度により転入学する児童及び保護者の通学負担の軽減のため、通学支援として特認校の最寄駅から学校までの送迎を行う。
◇通学支援(自動車借上 5台) 3,816千円

3目 教育センター費

- 教職員研修事業 14,486 千円
- 教育活動支援事業 2,484 千円
- 学校ICT活用支援事業 7,406 千円
- 教育課題研究事業 1,330 千円
- 情報教育推進事業 37,559 千円

[2項 小学校費]

1目 学校管理費

- 小学校情報教育環境の充実 75,117 千円
- 小学校図書館図書整備事業 17,796 千円
- 小学校学力・生活実態調査事業 7,969 千円
- 小学校外国語指導助手活用事業 16,696 千円
- 生徒指導助手の活用事業 12,488 千円
- 小学校施設維持管理事業 172,325 千円
- 小学校施設長寿命化事業 79,560 千円

老朽化の進む学校施設の改修を実施し、施設の長寿命化を図る。
◇外壁改修事業 9,804千円
(東国分、南、上津、青峰、城島、犬塚)
◇防水改修事業 53,898千円
(金丸、東国分、合川、上津、安武、大善寺、青峰、城島、犬塚)
◇便所改修事業 15,858千円
(長門石、南、合川、安武、青峰)

- 小学校空調機整備事業 1,501,578 千円

安全で快適な学習環境を実現するため、小学校46校の普通教室(617教室)に空調機を整備する。
◇設計費 50,268千円
◇監理費 60,525千円
◇工事費 1,390,785千円

- 小学校特別教室環境維持推進事業 7,810 千円

○ 小学校給食の充実 637,770 千円

安全な学校給食の提供とその内容の充実を図る。	
◇学校給食調理委託(35校)	438,813千円
◆平成26年度から委託開始(6校):京町・城島・下田・江上・青木・浮島	
◇給食室施設改修費	127,532千円
◇調理機器購入、消耗品等	71,425千円

2目 教育振興費

- 就学援助費 252,959 千円
- 小学校図書活動の推進事業 48,914 千円
- 小学校事務支援事業 63,262 千円
- 小学校生き生きスクール推進事業 19,893 千円
- ・地域学校協議会 4,140 千円
- 教育研究指定委嘱事業 2,300 千円
- 小学校指導書等購入事業 1,679 千円
- 人権・同和教育実践研究事業 1,500 千円
- 小学校通級指導教室充実事業 10,167 千円
- 小学校心の教育推進事業 11,625 千円
- 小学校少人数授業の実施 28,979 千円

1学級の児童数が35人を超える場合に市独自で非常勤講師を雇用し、35人以下の少人数授業を行う。	
◇小学校 第3・4学年での実施(非常勤講師 13名)	

- 小学校特別支援教育支援員活用事業 62,574 千円
- 小学校学習習慣定着支援事業 4,143 千円

地域住民や大学生等のボランティアを派遣して放課後等に学習支援を行い、児童の自学自習の習慣を定着させる。	
◇全小学校(46校)で実施	4,143千円

【新規】セーフスクール推進事業 695 千円

セーフコミュニティの取り組みの一環として、セーフスクール推進校を指定し、地域や関係機関と連携した学校安全の取り組みを推進する。	
◇講師謝金(10校分)	195千円
◇対策委員会交付金	500千円

3目 学校建設費

○ 小学校校舎改築事業	35,256 千円
老朽化している学校施設の改築に向け、設計委託等を行う。(篠山小学校)	
◇設計委託	32,256千円
◇地質調査	3,000千円
○ 小学校校舎等大規模改造事業	196,371 千円
・田主丸小学校	89,000 千円
・江上小学校	107,371 千円

[3項 中学校費]

1目 学校管理費

○ 中学校情報教育環境の充実	34,951 千円
○ 中学校図書館図書整備事業	11,919 千円
○ 中学校学力・生活実態調査事業	4,078 千円
○ 中学校外国語指導助手活用事業	29,961 千円
○ 中学校施設維持管理事業	72,403 千円
○ 中学校施設長寿命化事業	16,312 千円
老朽化の進む学校施設の改修を実施し、施設の長寿命化を図る。	
◇外壁改修事業(青陵)	3,509千円
◇便所改修事業(城南、良山、荒木、青陵)	12,803千円
○ 中学校特別教室環境維持推進事業	5,170 千円
○ 中学校給食の充実	26,931 千円
安全な学校給食の提供とその内容の充実を図る。	
◇学校給食調理委託(2校)	25,497千円
◇消耗品等	1,434千円

2目 教育振興費

○ 就学援助費	225,737 千円
○ 中学校図書活動の推進事業	19,297 千円
○ 中学校事務支援事業	32,935 千円
○ 中学校生き生きスクール事業	8,377 千円
・地域学校協議会	1,530 千円
○ 中学校人権教育・啓発推進事業	7,110 千円
○ 中体連・中文連助成	21,464 千円

- 教育研究指定委嘱事業 1,300 千円
- 中学校心の教育推進事業 11,016 千円
- 中学校指導書等購入事業 3,624 千円
- 人権・同和教育実践研究事業 750 千円
- 中学校少人数授業の実施 18,987 千円

1学級の生徒数が35人を超える場合に市独自で非常勤講師を雇用し、学校が選択した教科について35人以下の少人数授業を行う。

◇中学校 第1学年での実施(非常勤講師 11名)

- 中学校特別支援教育支援員活用事業 20,263 千円
- 小中連携教育推進コーディネーター活用事業 5,675 千円

中学校の教務主任を小中連携教育推進コーディネーターに指名し、小中学校間の教育上の連携を深め、中学校への進学時の不安軽減に取り組む。

◇非常勤講師報酬等(6人)

5,658千円

- 中学校通級指導教室充実事業 2,642 千円
- 中学校学習習慣定着支援事業 1,660 千円

地域住民や大学生等のボランティアを派遣して放課後等に学習支援を行い、生徒の自学自習の習慣を定着させる。

◇全中学校(17校)で実施

1,660千円

- 適応指導教室充実事業 22,668 千円

中学校に校内適応指導教室を設置することによって不登校傾向及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、自分の教室に復帰できるように支援を行う。

◇中学校(11校に設置)

22,668千円

- 生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置) 15,902 千円
- 中学校美術振興事業 4,752 千円

3目 学校建設費

- 中学校校舎改築事業 60,229 千円

老朽化している学校施設の改築に向け、設計委託等を行う。(屏水中学校)

◇設計委託

60,229千円

[4項 特別支援学校費]

1目 学校管理費

○ 特別支援学校情報教育環境の充実	3,072 千円
○ 特別支援学校施設長寿命化事業	2,702 千円
○ 特別支援学校施設維持管理事業	11,636 千円
○ スクールバス運行事業	43,300 千円

2目 教育振興費

○ 就学援助費	411 千円
○ 特別支援学校図書活動の推進事業	2,131 千円
○ 特別支援学校事務支援事業	1,386 千円
○ 特別支援学校生き生きスクール推進事業	712 千円
○ 特別支援学校地域交流推進事業	3,105 千円
○ 特別支援教育進路指導事業	2,871 千円
○ 医療的ケア対応事業	19,100 千円

久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者の負担を軽減するため、
 看護師の配置を拡充する。
 ◇看護師派遣委託料(配置3名→7名) 19,024千円

[5項 高等学校費]

1目 高等学校管理費

○ 久留米市外三市町高等学校組合負担金	303,846 千円
○ 高等学校英語指導助手活用事業	8,323 千円
○ 高等学校施設維持管理事業	6,839 千円
○ 高等学校施設長寿命化事業	132,925 千円

老朽化の進む学校施設の改修を実施し、施設の長寿命化を図る。
 ◇校舎便所改修事業(久留米商業、南筑) 91,719千円
 ◇外壁改修事業(久留米商業、南筑) 27,353千円
 ◇防水改修事業(久留米商業) 8,994千円
 ◇グラウンド改修事業(南筑) 4,859千円

○ 校内情報ネットワークの整備	3,968 千円
○ IT活用教育推進	10,317 千円

2目 教育振興費

- 人権・同和教育実践研究事業 750 千円

3目 学校建設費

- 高等学校大規模改造事業 266,459 千円
 - ・南筑高校 266,459 千円

[6項 社会教育費]

1目 社会教育総務費

社会教育の充実・生涯学習の振興

- 歴史博物館整備事業 14,526 千円
- LLネットコアくるめ助成 12,151 千円
- 校区生涯学習振興事業費助成 28,214 千円
- 青少年学校外活動支援事業 29,876 千円
- 青少年科学館活用促進事業 482 千円
- 社会教育団体助成 9,697 千円
 - ・少年団体 4,160 千円
 - ・女性団体 3,977 千円
- PTA団体助成 2,920 千円
- 少年の翼事業 4,108 千円
- 社会教育指導者養成事業 191 千円
- 女性のためのリーダー養成事業 340 千円
- 社会人権・同和教育事業 26,759 千円
- わくわく遊友体験事業 1,921 千円
- 食育啓発・促進事業 500 千円

多様で魅力ある市民文化の振興

- 文化芸術振興基本計画推進事業 9,378 千円

◇次期文化芸術振興基本計画の策定 1,226千円
「久留米市文化芸術振興基本計画」の現計画期間の終了を迎えるにあたり、文化芸術の振興施策や新たな取組みを実施していくため、次期計画の策定を行う。

- 文化施設整備事業 36,989 千円
- 文化施設維持補修事業 24,226 千円

○ 市民文化振興体制の充実事業	255,963 千円
・(公財)久留米文化振興会助成	255,079 千円
○ 市民文化活動助成	23,235 千円
・久留米連合文化会	4,000 千円
・久留米市総合美術展	4,000 千円
・久留米ちくご大歌舞伎	900 千円
・西日本久留米王位戦	900 千円
・一般コミュニティ助成事業	10,000 千円
○ 個性を生かす文化事業	11,270 千円
・丸山豊記念現代詩賞	2,170 千円
・青木繁記念大賞西日本美術展	3,600 千円
・賢順記念くるめ全国箏曲祭	4,500 千円
○ 文化芸術地域資源活用事業	1,628 千円
○ みのう芸術の里づくり	1,800 千円
【新規】音楽によるまちづくり推進事業	19,522 千円

「音楽で人とまちを元気にする」という考えのもと、音楽イベントの開催や音楽アーティストの育成・支援など、音楽を通じた取組みを進める。

◇くるめ街かど音楽祭	9,000千円
◇くるめライブチャレンジ	7,147千円
◇街なかアチコンサート(久留米シティプラザ開館プレ事業)	3,375千円

○ 久留米シティプラザ開館準備事業	101,624 千円
-------------------	------------

久留米シティプラザの開館へ向けた準備とともに、プレ事業のほか広報等の情報発信事業の実施を通じて、久留米シティプラザに対する市民の認知及び期待感や来場意欲の向上等の気運醸成を図る。

◇情報発信事業(かわら版発行、ホームページ構築【新規】など)	18,394千円
◇プレ事業(ワークショップ【新規】、賑わい創出連携事業【新規】など)	14,815千円
◇施設予約システム等構築業務委託【新規】	3,840千円
◇愛称募集【新規】、一口寄附【新規】	2,052千円

文化財の保全と活用

○ 筑後国府跡歴史公園整備事業	216,002 千円
-----------------	------------

地域の歴史遺産である国指定史跡「筑後国府跡」に歴史公園を整備し、個性的なまちづくりを図る。

◇平成26年度公有地化事業	205,210千円
・土地購入費、家屋等移転補償費など	
◇平成27年度公有地化に向けての準備	7,229千円
・測量、物件調査など	

○ 史跡等環境整備事業	3,480 千円
-------------	----------

○ 耳納山麓自然と歴史の森公園整備事業	89,530 千円
・田主丸大塚古墳整備工事	83,963 千円
・大塚古墳歴史公園管理	5,567 千円
○ 発掘調査事業	129,049 千円
○ 発掘調査機材整備事業	2,462 千円
○ 埋蔵文化財センター事業	2,258 千円
○ 文化財周知事業(くるめ歴史のさと事業)	2,103 千円
○ 文化財保護団体等育成事業	1,437 千円
○ 坂本繁二郎生家活用事業	541 千円
○ 歴史的建造物保存整備事業	2,001 千円
2目 生涯学習センター費	
○ 久留米市民合同芸能祭	223 千円
○ ボランティア育成事業	168 千円
○ 生涯学習センターの管理運営	140,349 千円
○ えーるピア活用事業	132 千円
○ えーるピア維持補修事業	27,349 千円
3目 公民館費	
○ 公民館の管理運営	35,155 千円
○ 公民館等活用事業	7,911 千円
○ 公民館等維持補修事業	48,015 千円
4目 図書館費	
○ 図書館整備事業	860 千円
○ 図書館資料整備充実事業	58,046 千円
○ 図書館福祉サービスボランティア活動促進事業	1,300 千円
○ 子どもの読書環境整備事業	3,072 千円
○ 北野図書館の管理運営	29,182 千円
5目 教育集会所費	
○ 教育集会所整備事業	8,276 千円
・教育集会所耐震診断	5,743 千円

6目 田主丸複合文化施設費

- そよ風ホール活用事業 8,123 千円
- そよ風ホールの管理運営 60,356 千円
- ・上水道接続工事 8,626 千円

7目 城島総合文化センター費

- インガットホール活用事業 8,550 千円
- インガットホールの管理運営 46,671 千円
- インガットホール維持補修事業 52,933 千円
- ・舞台機構の更新 48,358 千円

8目 青少年ふれあいセンター費

- 青少年ふれあいセンターの管理運営 7,196 千円

9目 北野コミュニティ施設費

- 北野コミュニティ施設の管理運営 25,721 千円
- 北野コミュニティ施設の整備 65,032 千円

10目 久留米シティプラザ整備費

賑わいと憩いが調和する「文化」・「活力」創造空間の整備

○ 久留米シティプラザ整備事業

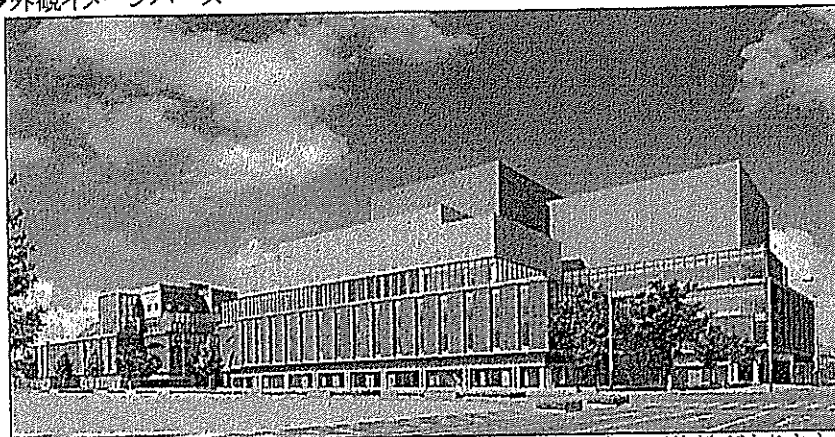
4,345,413 千円

「文化芸術振興の拠点」、「広域交流促進の拠点」、「六ツ門地区の商業拠点」、「賑わい交流の拠点」の4つの機能を併せ持つ、県南の中核都市久留米のランドマーク施設となる複合施設を整備する。

◆施設の概要

- ・建築名称 久留米シティプラザ
- ・主要用途 ホール(劇場)、展示室、会議室、商業施設、広場、練習室(スタジオ)、駐車場
- ・建築場所 久留米市六ツ門町8番街区および9番街区
- ・敷地面積 10,672.36㎡(8番街区:6,815.92㎡、9番街区:3,856.44㎡)
- ・階数 8番街区 地上6階 地下2階
9番街区 地上5階 地下1階
- ・建物高さ 最高高さ 40.15m(8番街区:40.15m、9番街区:28.02m)
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
- ・延床面積 33,748.83㎡(8番街区:23,250.76㎡、9番街区:10,498.07㎡)

◆外観イメージパース



※これは全体のイメージを示すものであり、今後変更になる可能性があります。

- ◇久留米シティプラザ整備工事(9番街区)・監理委託(8、9番街区) 1,944,011千円
(平成25年度～27年度 継続費4,661,569千円)
- ◇六ツ門8番街区地区第一種市街地再開発事業参加組合員負担金 2,361,440千円

<参考>久留米シティプラザ整備事業(全体) 合計 4,794,418千円

- ◎六ツ門地区再整備推進事業(8款4項1目に計上) 449,005千円
六ツ門町8番街区の土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図るために実施される市街地再開発事業に対する支援を行う。
- ◇市街地再開発事業費補助金 447,150千円
- ◎久留米シティプラザ整備事業(10款6項10目に計上) 4,345,413千円
平成27年度の施設完成を目指し、久留米シティプラザの整備を実施する。
- ◇久留米シティプラザ整備工事(9番街区)・監理委託(8、9番街区) 1,944,011千円
(平成25年度～27年度 継続費4,661,569千円)
- ◇六ツ門8番街区地区第一種市街地再開発事業参加組合員負担金 2,361,440千円

[7項 保健体育費]

1目 保健体育総務費

○ スポーツ大会振興事業		9,475 千円
・紫灘旗全国高校遠的弓道大会	4,975 千円	
・久留米国際女子テニス大会	4,000 千円	
・九州地区グラウンド・ゴルフ交歓福岡大会【新規】	500 千円	
○ スポーツ交流推進事業		17,264 千円
・九州オールレディースソフトボール(つつじ杯)大会	500 千円	
・筑後川流域クロスロードスポーツ・レクリエーション祭	800 千円	
・筑後川Eボートフェスティバル	900 千円	
・九州・山口9人制ハレーホールクラブ'カップ'(アサレアカップ)大会	800 千円	
・久留米オリンピック	5,600 千円	
・菜の花マラソン大会	1,000 千円	
○ 生涯スポーツ振興体制の整備		4,531 千円
・総合型地域スポーツクラブ活動支援等事業費補助金	3,000 千円	
・スポーツ振興基本計画推進事業	94 千円	
○ (財)久留米市体育協会助成		30,478 千円
○ みのうスポーツの里づくり		200 千円

2目 体育施設費

○ スポーツ施設維持管理事業		3,690 千円						
○ スポーツ施設の整備活用		109,824 千円						
・みづま総合体育館の管理運営	38,639 千円							
・スポーツ施設の整備充実(北野)	28,020 千円							
・スポーツ施設の整備充実(三潞)	6,954 千円							
○ 三潞屋外体育施設再整備事業		67,414 千円						
<p>三潞公民館周辺の屋外スポーツ施設等について再整備を行う。</p> <p>◇整備工事</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・施設整備工事</td> <td style="text-align: right;">31,520千円</td> </tr> <tr> <td>・夜間照明改修工事</td> <td style="text-align: right;">35,894千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">67,414千円</td> </tr> </table>			・施設整備工事	31,520千円	・夜間照明改修工事	35,894千円		67,414千円
・施設整備工事	31,520千円							
・夜間照明改修工事	35,894千円							
	67,414千円							

○ 竹野基盤整備地内運動公園整備事業 130,951 千円

田主丸竹野地区に、多目的グラウンドや芝生広場、駐車場等を備えた運動公園を整備する。	
◇整備工事 (平成24年度～26年度 継続費670,000千円)	116,351千円
◇工事監理委託 (平成24年度～26年度 継続費8,000千円)	2,000千円
◆施設概要:多目的グラウンド、芝生広場、遊戯広場、駐車場等	

【新規】 総合武道館整備事業 33,266 千円

久留米総合スポーツセンター内総合武道館について、福岡県が行う県立体育館の改築と連携し、一体的な改築を行う。また、併せて中央公園内に立体駐車場の整備を行う。	
◇大規模集客施設評価委託	8,000千円
◇基本設計・実施設計負担金	13,470千円
◇立体駐車場基本設計委託	11,796千円

○ 体育施設維持補修事業 192,373 千円

◇久留米市野球場改修 劣化が著しい外壁補修及び多目的トイレなどの設置を行う。	127,043千円
・外壁改修・監理委託	123,429千円
・内部改修設計(多目的トイレ・事務室拡張・女子更衣室)	3,614千円
◇上津児童体育館耐震改修	42,529千円
・上津児童体育館耐震補強工事・設計・監理委託	42,529千円
◇西田テニスコート人工芝張替	22,801千円

○ 田主丸複合施設外構整備事業(多目的運動室分) 14,558 千円

3目 学校給食共同調理場費

○ 学校給食共同調理場の運営 383,491 千円

◇中央学校給食共同調理場	293,032千円
・施設維持管理運営委託	206,822千円
・共同調理場施設購入費(割賦払分)	29,653千円
◇田主丸学校給食共同調理場	90,459千円
・学校給食調理等委託	52,505千円

第 2 3 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜原利則

提案理由

久留米市みづま総合体育館他8施設の休館日を変更し、及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市田主丸ソフトボール場他10施設の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第11号を第22号とし、第10号の次に次の11号を加える。

- (11) 久留米市田主丸ソフトボール場
- (12) 久留米市田主丸武徳館
- (13) 久留米市田主丸多目的運動室
- (14) 久留米市田主丸テニスコート
- (15) 久留米市田主丸多目的グラウンド
- (16) 久留米市田主丸体育館
- (17) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (18) 久留米市城島体育館
- (19) 久留米市城島テニスコート
- (20) 久留米市城島ゲートボール場
- (21) 久留米市三瀬ゲートボール場

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる体育施設の利用料金は、無料とする。

- (1) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (2) 久留米市城島ゲートボール場
- (3) 久留米市三瀬ゲートボール場

第16条第2項各号を次のように改める。

- (1) 久留米市北野ゲートボール場
- (2) 久留米市北野筑後川グラウンド

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

体育施設の休館日

体育施設の名称	休館日
久留米市荘島体育館	年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市東部地区体育館	
久留米市西部地区体育館	
久留米市旭町テニスコート	
久留米市筑後川漕艇場	
久留米市善導寺公園相撲場	
久留米市西田テニスコート	
久留米市西田体育館	
久留米市田主丸武徳館	
久留米市田主丸多目的運動室	
久留米市柳瀬サッカーコート	
久留米市北野グラウンド	
久留米市北野テニスコート	
久留米市北野ゲートボール場	
久留米市北野筑後川グラウンド	
久留米市北野武道場	
久留米市北野体育館	
久留米市みづま総合体育館	
久留米市田主丸テニスコート	
久留米市田主丸多目的グラウンド	
久留米市田主丸体育館	

久留米市城島体育館 久留米市城島テニスコート 久留米市城島ゲートボール場 久留米市三潞ゲートボール場	
久留米市弓道場 久留米市武道館 久留米市野球場	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日とする。） (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市田主丸ソフトボール場	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び国民の祝日は使用しないものとする。

別表第3に次のように加える。

久留米市田主丸ソフトボール場	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	照明設備（全面につき）	30分につき1,020円
	照明設備（半面につき）	30分につき510円
久留米市田主丸武徳館	専用使用	2時間につき200円
久留米市田主丸多目的運動室	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	冷暖房設備	1時間につき820円

	温水シャワー設備（1機につき）	5分につき 100円
久留米市田主丸	オムニコート（1面につき）	1時間につき200円
テニスコート	クレイコート（1面につき）	1時間につき100円
	照明設備（1面につき）	1時間につき200円
久留米市田主丸多目的グラウンド	全面使用	2時間につき820円
	半面使用	2時間につき410円
久留米市田主丸体育館	専用使用	2時間につき200円
久留米市城島体育館	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	個人使用	2時間につき50円
久留米市城島テニスコート	1面につき	1時間につき200円
	照明設備（1面につき）	1時間につき200円

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5（第16条関係）

体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

施設名	区分	使用料
久留米市善導寺公園相撲場	専用使用	1時間につき100円
久留米市北野グラウンド	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円

	照明設備（全面につき）	30分につき1,020円
	照明設備（半面につき）	30分につき510円
久留米市北野テニス コート	1面につき	1時間につき100円
	照明設備（1面につき）	1時間につき200円
久留米市北野武道場	専用使用	2時間につき410円
久留米市北野体育館	専用使用	2時間につき200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前の久留米市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市体育施設条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる体育施設及び照明設備の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(1) 久留米市弓道場</p> <p>(2) 久留米市武道館</p> <p>(3) 久留米市野球場</p> <p>(4) 久留米市荘島体育館</p> <p>(5) 久留米市西部地区体育館</p> <p>(6) 久留米市旭町テニスコート</p> <p>(7) 久留米市筑後川漕艇場</p> <p>(8) 久留米市西田テニスコート</p> <p>(9) 久留米市西田体育館</p> <p>(10) 久留米市みづま総合体育館</p> <p>(11) 前条第2項に規定する照明設備</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる体育施設及び照明設備の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(1) 久留米市弓道場</p> <p>(2) 久留米市武道館</p> <p>(3) 久留米市野球場</p> <p>(4) 久留米市荘島体育館</p> <p>(5) 久留米市西部地区体育館</p> <p>(6) 久留米市旭町テニスコート</p> <p>(7) 久留米市筑後川漕艇場</p> <p>(8) 久留米市西田テニスコート</p> <p>(9) 久留米市西田体育館</p> <p>(10) 久留米市みづま総合体育館</p> <p>(11) 久留米市田主丸ソフトボール場</p> <p>(12) 久留米市田主丸武徳館</p> <p>(13) 久留米市田主丸多目的運動室</p> <p>(14) 久留米市田主丸テニスコート</p> <p>(15) 久留米市田主丸多目的グラウンド</p> <p>(16) 久留米市田主丸体育館</p> <p>(17) 久留米市柳瀬サッカーコート</p> <p>(18) 久留米市城島体育館</p>

- (19) 久留米市城島テニスコート
- (20) 久留米市城島ゲートボール場
- (21) 久留米市三漕ゲートボール場
- (22) 前条第2項に規定する照明設備

(利用料金)

第12条

2 利用料金の額は、別表第3、別表第4及び別表第6に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる体育施設の利用料金は、無料とする。

- (1) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (2) 久留米市城島ゲートボール場
- (3) 久留米市三漕ゲートボール場

(使用料)

第16条

2 次の各号に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。

- (1) 久留米市北野ゲートボール場
- (2) 久留米市北野筑後川グラウンド

- 別表第2 (第5条関係) 【別記1】
- 別表第3 (第12条関係) 【別記2】
- 別表第5 (第16条関係) 【別記3】

(利用料金)

第12条

2 利用料金の額は、別表第3、別表第4及び別表第6に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(使用料)

第16条

2 次の各号に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。

- (1) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (2) 久留米市北野ゲートボール場
- (3) 久留米市北野筑後川グラウンド
- (4) 久留米市城島ゲートボール場
- (5) 久留米市三漕ゲートボール場

- 別表第2 (第5条関係) 【別記1】
- 別表第3 (第12条関係) 【別記2】
- 別表第5 (第16条関係) 【別記3】

【別記1】

現行

体育施設の名称	休館日
久留米市みづま総合体育館	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「国民の祝日」という。）に当たたる場合は、その翌日とする。）
久留米市荘島体育館 久留米市東部地区体育館 久留米市西部地区体育館 久留米市旭町テニスコート 久留米市筑後川漕艇場 久留米市善導寺公園相撲場 久留米市西田テニスコート 久留米市西田体育館 久留米市田主丸武徳館 久留米市田主丸多目的運動室 久留米市柳瀬サッカークコート 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート 久留米市北野ゲートボール場 久留米市北野筑後川グラウンド 久留米市北野武道場	年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

久留米市北野体育館	
久留米市田主丸テニスコート	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市田主丸多目的グラウンド	(2) 第1月曜日及び第3月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。）
久留米市田主丸体育館	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。）
久留米市弓道場	(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市武道館	
久留米市野球場	
久留米市田主丸ソフトボール場	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
	(2) 第1月曜日及び第3月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。）
	(3) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び国民の祝日は使用しないものとする。
久留米市城島体育館	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。）
久留米市城島テニスコート	(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市城島ゲートボール場	
久留米市三瀬ゲートボール場	

改正後（案）

体育施設の名称	休館日
久留米市庄島体育館	年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市東部地区体育館	
久留米市西部地区体育館	
久留米市旭町テニスコート	

<p>久留米市筑後川漕艇場 久留米市善導寺公園相撲場 久留米市西田テニスコート 久留米市西田体育館 久留米市田主丸武徳館 久留米市田主丸多目的運動室 久留米市柳瀬サッカーコート 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート 久留米市北野ゲートボール場 久留米市北野筑後川グラウンド 久留米市北野武道場 久留米市北野体育館 久留米市みづま総合体育館 久留米市田主丸テニスコート 久留米市田主丸多目的グラウンド 久留米市田主丸体育館 久留米市城島体育館 久留米市城島テニスコート 久留米市城島ゲートボール場 久留米市三藩ゲートボール場</p>	<p>(1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たるとする。） (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）</p>
<p>久留米市弓道場 久留米市武道館 久留米市野球場</p>	

久留米市田主丸ソフトボール場

(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

(2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び国民の祝日は使用しないものとする。

【別記2】

現行

区分		使用時間	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで
久留米市 荘島体育 館	アリーナ	全面使用	1,020円	1,020円	1,020円
		半面使用	510円	510円	510円
卓球場	卓球に利用する場合 (競技大会利用の場合を除く。)	卓球台1台につき2時間	200円		
		個人利用	2時間につき	200円	
	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間	200円		
		個人利用	2時間につき	200円	
軽運動室	卓球以外に利用する場合 (1室につき)	卓球台1台につき2時間	200円		
		個人利用	2時間につき	200円	

久留米市 西部地区 体育館			(以後2時間を単位として同額を加算)	
		卓球以外に利用する場合(1室につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	トレーニング室	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
		回数券(2時間分の利用券11枚 つづり)		2,000円
		冷暖房設備(卓球場及び軽運動室を卓球以外で利用する場合1時間につき 合1室につき)	150円	
		温水シャワー設備(1機につき)	5分につき 100円	
	アリーナ	全面使用	1,840円	1,840円
		半面使用	920円	920円
		1/4面使用	460円	460円
		個人利用料金	2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	トレーニング室(1人につき)	2時間につき 200円 (以後1時間を単位として100円を加算)		
	健康体力相談室・体力測定室(1室につき)	2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)		
	会議室・研修室(1室につき)	2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)		
	温水シャワー設備(1機につき)	5分につき 100円		
	冷暖房設備(健康体力相談室・体力測定室及び会議室・研	1時間につき 150円		

	修室) (1室につき)		520円	520円	750円
久留米市	全面使用				
西田体育館	半面使用		300円	300円	450円
久留米市 武道館	専用利用料金	柔道場又は剣道場 (全面使用)	750円	750円	950円
		入場料を徴収しない場合			
	専用利用料金	柔道場又は剣道場 (半面使用)	2,260円	2,260円	2,910円
		入場料を徴収する場合			
久留米市 弓道場	専用利用料金	柔道場又は剣道場 (全面使用)	440円	440円	570円
		入場料を徴収しない場合			
	専用利用料金	小道場	1,340円	1,340円	1,730円
		研修室 (1室につき)	300円	300円	520円
久留米市 中央公園 内の補助 競技場照	個人利用料金	研修室 (1室につき)	200円	200円	300円
	個人利用料金	温水シャワー設備 (1機につき)			
	個人利用料金	温水シャワー設備 (1機につき)	520円	520円	750円
	個人利用料金	個人利用料金	2時間につき 50円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
久留米市 中央公園 内の補助 競技場照	全面利用料金	全面利用料金	2時間以内 5,400円		
	半面利用料金	半面利用料金	2時間以内 3,240円		

明設備			
久留米市	専用利用料金 (一面につき)	2時間以内	850円
中央公園 内のテニ スコート 照明設備	個人利用料金 (1人につき)	2時間以内	200円
久留米市 旭町テニ スコート	専用利用料金 (一面につき)	2時間につき	410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市 西田テニ スコート	専用利用料金 (一面につき)	2時間につき	520円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき	100円
久留米市 筑後川漕 艇場	専用利用料金 (1室につき)	200円	200円
	冷暖房利用料金	1時間につき	100円 (以後1時間を単位として同額を加算)
中干出公 園及び大 島公園内 の多目的 広場照明 設備	専用利用料金	30分につき	1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)
西国分小 学校の運	全灯使用	30分につき	1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)

動場照明設備	半灯使用	30分につき 520円 (以後30分を単位として同額を加算)
荒木中学校の運動場照明設備	全灯使用	30分につき 2,160円 (以後30分を単位として同額を加算)
	半灯使用	30分につき 1,640円 (以後30分を単位として同額を加算)

改正後(案)

区分		使用時間		
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで
久留米市 荘島体育館	アリーナ 全面使用	1,020円	1,020円	1,020円
	アリーナ 半面使用	510円	510円	510円
	卓球に利用する場合(競技大会利用の場合を除く。)	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
卓球場	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
軽運動室	卓球以外に利用する場合(1室につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間 200円		

久留米市 西部地区 体育館	トレーニング室	個人利用	(以後2時間を単位として同額を加算) 2時間につき 200円	
		卓球以外に利用する場合(1室につき)	(以後2時間を単位として同額を加算) 2時間につき 410円	
		個人利用	(以後2時間を単位として同額を加算) 2時間につき 200円	
	トレーニング室 (1人につき)	回数券(2時間分の利用券11枚 つづり)	(以後2時間を単位として同額を加算) 2,000円	
		冷暖房設備(卓球場及び軽運動室を卓球以外で利用する場 合1室につき)	1時間につき 150円	
		温水シャワー設備(1機につき)	5分につき 100円	
	アリーナ	全面使用	1,840円	1,840円
		半面使用	920円	920円
		1/4面使用	460円	460円
	トレーニング室 (1人につき)	個人利用料金	2時間につき 100円	
		(以後2時間を単位として同額を加算)		
		2時間につき 200円		
健康体力相談室・体力測定室 (1室につき)		(以後1時間を単位として100円を加算)		
		2時間につき 410円		
会議室・研修室 (1室につき)		(以後1時間を単位として200円を加算)		
		2時間につき 410円		
		(以後1時間を単位として200円を加算)		

	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき 100円		
	冷暖房設備 (健康体力相談室・体力測定室及び会議室・研修室) (1室につき)	1時間につき 150円		
久留米市 西田体育館	全面使用	520円	750円	
	半面使用	300円	440円	
久留米市 武道館	専用利用料金 柔道場又は剣道場 (全面使用)	全入場料を徴収しない場合	750円	
		入場料を徴収する場合	2,260円	
	専用利用料金 柔道場又は剣道場 (半面使用)	全入場料を徴収しない場合	440円	570円
		入場料を徴収する場合	1,340円	1,730円
	小道場	300円	510円	
	研修室 (1室につき)	200円	300円	
	個人利用料金	利用券(/ 単券 50円 (2時間以内) / 回数券 11枚 510円 /		
	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき 100円		
久留米市 弓道場	専用利用料金	520円	750円	
	個人利用料金	2時間につき 50円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
久留米市 中央公園	全面利用料金	2時間以内 5,400円		
	半面利用料金	2時間以内 3,240円		

内の補助 競技場照 明設備	専用利用料金 (一面につき)	2時間以内 850円	
	個人利用料金 (1人につき)	2時間以内 200円	
久留米市 旭町テニ スコート 照明設備	専用利用料金 (一面につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	専用利用料金 (一面につき)	2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
久留米市 西田テニ スコート	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき 100円	
	専用利用料金 (1室につき)	200円	200円
	冷暖房利用料金	1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)	300円
中干出公 園及び大 島公園内 の多目的 広場照明 設備	専用利用料金	30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)	

西国分小 学校の運 動場照明 設備	全灯使用	30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)
荒木中学 校の運動 場照明設 備	半灯使用	30分につき 520円 (以後30分を単位として同額を加算)
	全灯使用	30分につき 2,160円 (以後30分を単位として同額を加算)
久留米市田主丸ソフトボール場	半灯使用	30分につき 1,640円 (以後30分を単位として同額を加算)
	全灯使用	2時間につき 410円
久留米市田主丸テニスコート	半面使用	2時間につき 200円
	照明設備 (全面につき)	30分につき 1,020円
	照明設備 (半面につき)	30分につき 510円
	オムニコート (1面につき)	1時間につき 200円
	クレーコート (1面につき)	1時間につき 100円
	照明設備 (1面につき)	1時間につき 200円
久留米市田主丸武徳館	専用使用	2時間につき 200円
久留米市田主丸多目的運動室	全面使用	2時間につき 410円
	半面使用	2時間につき 200円
	冷暖房設備	1時間につき 820円
	温水シャワー設備	5分につき 1機 100円
久留米市田主丸多目的グラウンド	全面使用	2時間につき 820円
	半面使用	2時間につき 410円
久留米市田主丸体育館	専用使用	2時間につき 200円

久留米市城島体育館	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	個人使用	2時間につき50円
	1面につき	1時間につき200円
	照明設備(1面につき)	1時間につき200円

【別記3】

現行

施設名	区分	使用料
久留米市善導寺公園相機場	専用使用	1時間につき100円
久留米市田主丸ソフトボール場	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	照明設備(全面につき)	30分につき1,020円
	照明設備(半面につき)	30分につき510円
	オムニコート(1面につき)	1時間につき200円
久留米市田主丸テニスコート	クレイコート(1面につき)	1時間につき100円
久留米市田主丸武徳館	照明設備(1面につき)	1時間につき200円
	専用使用	2時間につき200円
	全面使用	2時間につき410円
久留米市田主丸多目的運動室	半面使用	2時間につき200円
	冷暖房設備	1時間につき820円
久留米市田主丸多目的グラウンド	温水シャワー設備	5分につき1機100円
	全面使用	2時間につき820円

	半面使用	2時間につき410円
久留米市田主丸体育館	専用使用	2時間につき200円
久留米市北野グラウンド	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	照明設備 (全面につき)	30分につき1,020円
	照明設備 (半面につき)	30分につき510円
久留米市北野テニスコート	1面につき	1時間につき100円
	照明設備 (1面につき)	1時間につき200円
久留米市北野武道場	専用使用	2時間につき410円
久留米市北野体育館	専用使用	2時間につき200円
久留米市城島体育館	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	個人使用	2時間につき50円
久留米市城島テニスコート	1面につき	1時間につき200円
	照明設備 (1面につき)	1時間につき200円

改正後 (案)

施設名	区分	使用料
久留米市普導寺公園相撲場	専用使用	1時間につき100円
	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
久留米市北野グラウンド	照明設備 (全面につき)	30分につき1,020円
	照明設備 (半面につき)	30分につき510円

久留米市北野テニスコート	1面につき	1時間につき100円
	照明設備(1面につき)	1時間につき200円
久留米市北野武道場	専用使用	2時間につき410円
	専用使用	2時間につき200円
久留米市北野体育館	専用使用	2時間につき200円

久留米市体育施設条例等の一部改正について

平成27年4月より、田主丸地域、城島地域及び三潞地域の体育施設について、指定管理者制度を導入しようとするものである。これに伴い、久留米市体育施設条例等の一部を改正するものである。

また、併せて、休館日を年末年始に統一するため、改正するものである。

1. 一部改正の対象となる条例（対象施設）

・久留米市体育施設条例

（田主丸ソフトボール場、田主丸テニスコート、武徳館、田主丸多目的運動室、田主丸体育館、田主丸多目的グラウンド、柳瀬サッカーコート、城島体育館、城島テニスコート、城島ゲートボール場、三潞ゲートボール場）

・久留米市城島ふれあい広場条例

（城島ふれあい広場）

・久留米市城島トレーニングセンター条例

（城島トレーニングセンター）

・久留米市三潞農村運動広場条例

（三潞農村運動広場テニスコート、三潞農村運動広場グラウンド）

・久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例

（三潞農業者トレーニングセンター）

・久留米市三潞 B&G 海洋センター条例

（三潞 B&G 海洋センタープール、三潞 B&G 海洋センター艇庫）

2. 条例改正の主な内容

(1) 指定管理者による管理

- ・これまで市が直営管理していた施設を指定管理者による管理に変更

(2) 指定管理者が行う業務（追加）

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の維持及び保守に関する業務
- ・施設の使用に係る利用料金の收受等に関する業務

(3) 休館日の変更（年末年始に統一）

施設名	改正前休館日	改正後休館日
みづま総合体育館	第1月曜日、年末年始	年末年始
田主丸テニスコート、田主丸多目的グラウンド、田主丸体育館、田主丸ソフトボール場	第1・第3月曜日、年末年始	
城島体育館、城島テニスコート、城島ゲートボール場、三潞ゲートボール場	月曜日、年末年始	

- *下記の施設については、城島ふれあい広場条例施行規則等の一部改正を行う。
 城島ふれあい広場、城島トレーニングセンター、三潞農村運動広場テニスコート、三潞農村運動広場グラウンド、三潞 B&G 海洋センタープール、三潞 B&G 海洋センター艇庫、三潞農業者トレーニングセンター

第24号議案

久留米市城島トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市城島トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

久留米市城島トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市城島トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 榑 原 利 則

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市城島トレーニングセンターの管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市城島トレーニングセンター条例の一部を改正する条

例

久留米市城島トレーニングセンター条例（平成16年久留米市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第13条中「教育委員会」を「市長又は教育委員会」に改め、同条を第16条とし、第12条を第15条とする。

第11条中「第9条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「第5条」を「第7条」に改め、同条を第12条とする。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項の使用料」を「第8条第1項の利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「別表に定める使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第6条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第5条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、トレーニングセンターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) トレーニングセンターの使用の許可等に関する業務
- (2) トレーニングセンターの維持及び保守に関する業務
- (3) トレーニングセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

別表中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前の久留米市城島トレーニングセンター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市城島トレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づ

いて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

久留米市城島トレニングセンター条例（平成16年条例第116号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入館の制限)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者がトレニングセンターに入館することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）はトレニングセンターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>トレニングセンターの使用の許可等に関する業務</u></p> <p>(2) <u>トレニングセンターの維持及び保守に関する業務</u></p> <p>(3) <u>トレニングセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が定める業務</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者がトレニングセンターに入館することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p>

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者

(3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用許可)

第4条 トレーニングセンターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第5条 教育委員会は、トレーニングセンターの設置目的に反するとき、又は管理運営上許可することが不適当と認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用料)

第6条 第4条第1項の使用料の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者

(3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用許可)

第6条 トレーニングセンターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、トレーニングセンターの設置目的に反するとき、又は管理運営上許可することが不適当と認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(利用料金)

第8条 第6条第1項の使用料の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収

<p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。</p> <p>(2) その他市長において特に必要があると認めるとき。</p> <p>(<u>使用料の選付</u>)</p> <p>第8条 既納の<u>使用料</u>は、選付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を選付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。</p> <p>(2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、使用者その他の入場者が不当にトレーニングセンターを使用するとき、又は第5条に規定する事由が生じたとき、その他トレーニングセンターの適当な管理運営に支障が生じるおそれあるときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第10条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>受させる。</p> <p>(<u>利用料金の減免</u>)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の<u>利用料金</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。</p> <p>(2) その他市長において特に必要があると認めるとき。</p> <p>(<u>利用料金の選付</u>)</p> <p>第11条 既納の<u>利用料金</u>は、選付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を選付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。</p> <p>(2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第12条 指定管理者は、使用者その他の入場者が不当にトレーニングセンターを使用するとき、又は第7条に規定する事由が生じたとき、その他トレーニングセンターの適当な管理運営に支障が生じるおそれあるときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第13条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>
--	---

(原状回復義務)

第11条 使用者は、トレーニングセンターの施設又は附属設備の使用を終えたとき、又は第9条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 トレーニングセンターの入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、トレーニングセンターの建物、付属施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表 (第6条関係)

久留米市城島トレーニングセンター使用料

単位	使用料
1人1時間につき	100円
温水シャワー設備 (1機5分につき)	100円

(原状回復義務)

第14条 使用者は、トレーニングセンターの施設又は附属設備の使用を終えたとき、又は第12条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 トレーニングセンターの入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、トレーニングセンターの建物、付属施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

別表 (第8条関係)

久留米市城島トレーニングセンター利用料金

単位	利用料金
1人1時間につき	100円
温水シャワー設備 (1機5分につき)	100円

第25号議案

久留米市城島ふれあい広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島ふれあい広場条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市城島ふれあい広場条例の一部を改正する条例

久留米市城島ふれあい広場条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市城島ふれあい広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜原利則

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市城島ふれあい広場の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市城島ふれあい広場条例の一部を改正する条例

久留米市城島ふれあい広場条例（平成16年久留米市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第13条中「教育委員会」を「市長又は教育委員会」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「附属整備」を「附属設備」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「第9条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「第5条」を「第7条」に改め、同条を第12条とする。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項の使用料」を「第8条第1項の利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「別表に定める使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第6条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第5条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条各号列記以外の部分中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「指定管理者」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ふれあい広場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい広場の使用の許可等に関する業務
- (2) ふれあい広場の維持及び保守に関する業務
- (3) ふれあい広場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

別表中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前の久留米市城島ふれあい広場条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市城島ふれあい広場条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

久留米市城島ふれあい広場条例（平成16年条例第1.1.4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入場の制限)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者がふれあい広場に入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑かける動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 教育委員会がふれあい広場の管理上必要な指示を行った場合に、</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）はふれあい広場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) ふれあい広場の使用の許可等に関する業務</p> <p>(2) ふれあい広場の維持及び保守に関する業務</p> <p>(3) ふれあい広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関する業務</p> <p>(4) その他教育委員会が定める業務</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者がふれあい広場に入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑かける動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 指定管理者がふれあい広場の管理上必要な指示を行った場合に、</p>

<p>当該指示に従わない者 (使用許可)</p> <p>第4条 ふれあい広場の施設及び照明設備を使用しようとする者は、<u>教育委員会の許可</u>を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、ふれあい広場の設置目的に反するとき、又は管理運営上許可することが不適当と認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>使用料</u>は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項</u></p>	<p>当該指示に従わない者 (使用許可)</p> <p>第6条 ふれあい広場の施設及び照明設備を使用しようとする者は、<u>指定管理者の許可</u>を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、ふれあい広場の設置目的に反するとき、又は管理運営上許可することが不適当と認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 第6条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>利用料金</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>利用料金</u>は、前納しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第9条 市長は、<u>指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8</u></p>
--	--

使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者その他の入場者が不当にふれあい広場を使用するとき、又は第5条に規定する事由が生じたとき、その他ふれあい広場の適当な管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、ふれあい広場の施設又は附属設備の使用を終えたとき、又は第9条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならぬ。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第11項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用者その他の入場者が不当にふれあい広場を使用するとき、又は第7条に規定する事由が生じたとき、その他ふれあい広場の適当な管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、ふれあい広場の施設又は附属設備の使用を終えたとき、又は第12条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならぬ。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 ふれあい広場の入場者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、ふれあい広場の施設又は附属設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表 (第6条関係)

ふれあい広場使用料

区分	使用料
専用使用	2時間につき410円
ふれあい広場の照明設備	30分につき1,020円
城島中学校運動場の照明設備	30分につき510円

備考

- 1 特別の事情により、専用使用の2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。

(損害賠償義務)

第15条 ふれあい広場の入場者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、ふれあい広場の施設又は附属設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

別表 (第8条関係)

ふれあい広場利用料金

区分	利用料金
専用使用	2時間につき410円
ふれあい広場の照明設備	30分につき1,020円
城島中学校運動場の照明設備	30分につき510円

備考

- 1 特別の事情により、専用使用の2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める利用料金の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。

第26号議案

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

久留米市三潞農村広場条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜 原 利 則

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市三潞農村運動広場の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

久留米市三潞農村運動広場条例（平成16年久留米市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第13条を第16条とし、第12条を第15条とする。

第11条中「第9条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項の使用料」を「第8条第1項の利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「別表に定める使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第6条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、運動広場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運動広場の使用の許可等に関する業務
- (2) 運動広場の維持及び保守に関する業務
- (3) 運動広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

別表中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の久留米市三潴農村運動広場条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市三潴農村運動広場条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

久留米市三猫農村運動広場条例（平成16年条例第78号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入場の制限)</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者が運動広場に入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 市長が運動広場の管理上必要な指示を行った場合に、当該指示に従わない者</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 運動広場の施設及び夜間照明設備を使用しようとする者は、並</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、運動広場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 運動広場の使用の許可等に関する業務</p> <p>(2) 運動広場の維持及び保守に関する業務</p> <p>(3) 運動広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務</p> <p>(4) その他市長が定める業務</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者が運動広場に入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 指定管理者が運動広場の管理上必要な指示を行った場合に、当該指示に従わない者</p> <p>(使用許可)</p> <p>第6条 運動広場の施設及び夜間照明設備を使用しようとする者は、指</p>

長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。
- (3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(使用料)

第6条 第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。
- (3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(利用料金)

第8条 第6条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

<p>(<u>使用料の選付</u>)</p> <p>第8条 既納の<u>使用料</u>は、選付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を選付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。</p> <p>(2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) この条例又は条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条 使用者は、運動広場の施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第12条 使用者が、自己の責めに帰すべき理由により運動広場の建物、</p>	<p>(<u>利用料金の選付</u>)</p> <p>第11条 既納の<u>利用料金</u>は、選付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を選付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。</p> <p>(2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) この条例又は条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、運動広場の施設の使用を終えたとき、又は第12条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第15条 使用者が、自己の責めに帰すべき理由により運動広場の建物、</p>
--	---

附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に必要事項は、市長が規則で定める。

別表 (第6条関係)

施設名	区分	使用料
グラウンド	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	照明設備 (全面につき)	30分につき1,020円
	照明設備 (半面につき)	30分につき510円
テニスコート	1面につき	1時間につき200円
	照明設備 (1面につき)	1時間につき200円

備考

- 1 特別の事情により、グラウンドの使用が2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。

附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に必要事項は、市長が規則で定める。

別表 (第8条関係)

施設名	区分	利用料金
グラウンド	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき200円
	照明設備 (全面につき)	30分につき1,020円
	照明設備 (半面につき)	30分につき510円
テニスコート	1面につき	1時間につき200円
	照明設備 (1面につき)	1時間につき200円

備考

- 1 特別の事情により、グラウンドの使用が2時間を超える場合の利用料金は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。

第27号議案

久留米市三潴農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潴農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜原利則

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市三潞農業者トレーニングセンターの管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の一部を改正
する条例

久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例（平成16年久留米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条中「第11条」を「第14条」に改め、同条を第16条とし、

第12条を第15条とする。

第11条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第14条とする。

第10条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、同条を第13条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項の使用料」を「第10条第1項の利用料金」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「別表に定める使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第8条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第11条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

第7条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「き損し」

を「毀損し」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、トレーニングセンターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により、法人その他団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) トレーニングセンターの使用の許可等に関する業務
- (2) トレーニングセンターの維持及び保守に関する業務
- (3) トレーニングセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

別表中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

現行	改正後（案）
<p>(入館の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者がトレーニングセンターに入館することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者</p> <p>(3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、トレーニングセンターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) トレーニングセンターの使用許可等に関する業務</p> <p>(2) トレーニングセンターの維持及び保守に関する業務</p> <p>(3) トレーニングセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務</p> <p>(4) その他市長が定める業務</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者がトレーニングセンターに入館することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者</p> <p>(3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者</p>

<p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 トレーニングセンターの施設を使用する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 久留米市内に居住する農業者等</p> <p>(2) その他<u>市長</u>が特に認めた者</p> <p>(使用許可)</p> <p>第6条 トレーニングセンターの施設を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 建物、付属設備及び備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(2) トレーニングセンターの運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 第6条第1項の使用料の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>使用料</u>は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第7条 トレーニングセンターの施設を使用する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 久留米市内に居住する農業者等</p> <p>(2) その他<u>指定管理者</u>が特に認めた者</p> <p>(使用許可)</p> <p>第8条 トレーニングセンターの施設を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 建物、付属設備及び備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(2) トレーニングセンターの運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第8条第1項の使用料の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>利用料金</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>利用料金</u>は、前納しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>3 <u>利用料金</u>の額は、別表に定める額の範囲内において、<u>指定管理者</u>が</p>
--	--

あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第11条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 建物、付属設備及び備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) トレーニングセンターの運営に支障があるとき。
- (3) 公益を害するおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 建物、付属設備及び備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) トレーニングセンターの運営に支障があるとき。
- (3) 公益を害するおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(禁止事項)

- 第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。
- 2 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、トレーニングセンターの施設の使用を終えたとき、又は第11条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償義務)

第14条 使用者が、自己の責めに帰すべき理由によりトレーニングセンターの建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表 (第8条関係)

区分	使用料	
	全面使用	2時間につき
アリーナ	専用使用	410円
	半面使用	200円
会議室	個人使用	50円
	専用使用	100円
冷暖房施設		100円

備考

- 1 特別の事情により、アリーナの専用使用が2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に

(禁止事項)

- 第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。
- 2 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、トレーニングセンターの施設の使用を終えたとき、又は第14条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償義務)

第17条 使用者が、自己の責めに帰すべき理由によりトレーニングセンターの建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表 (第10条関係)

区分	利用料金	
	全面使用	2時間につき
アリーナ	専用使用	410円
	半面使用	200円
会議室	個人使用	50円
	専用使用	100円
冷暖房施設		100円

備考

- 1 特別の事情により、アリーナの専用使用が2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める利用料金の2分の1

相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。	に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。
---	--

第28号議案

久留米市三潞B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潞B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市三潴B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

久留米市三潴B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市三瀬B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜原利則

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市三瀬B & G海洋センターの管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市三瀬B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

久留米市三瀬B & G海洋センター条例（平成16年久留米市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第15条中「教育委員会」を「市長又は教育委員会」に改め、同条を第18条とする。

第14条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「附属設備等」を「附属設備等を」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「第10条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とする。

第10条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第9条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、同条を第12条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項の使用料」を「第9条第1項の利用料金」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「別表第1及び別表第2に定める使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第7条を第9条とし、同条の次に次の1項を加える。

(利用料金の収入)

第10条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第6条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「き損し」を「毀損し」

に改め、同条を第8条とする。

第5条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、海洋センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海洋センターの使用の許可等に関する業務
- (2) 海洋センターの維持及び保守に関する業務
- (3) 海洋センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

別表第1及び別表第2中「（第7条関係）」を「（第9条関係）」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前の久留米市三潴B&G海洋センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市三潴B&G海洋センター条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

現行	改正後（案）
<p>(入場の制限)</p> <p>第4条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者が海洋センターに入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を搬行する者</p> <p>(3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、海洋センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 海洋センターの使用の許可等に関する業務</p> <p>(2) 海洋センターの維持及び保守に関する業務</p> <p>(3) 海洋センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関する業務</p> <p>(4) その他教育委員会が定める業務</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者が海洋センターに入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を搬行する者</p> <p>(3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者</p>

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用許可)

第5条 海洋センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 施設又は設備及び備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 風俗又は公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (4) 感染症の疾患があると認められるとき。
- (5) その他海洋センターの管理及び運営上支障があるとき。

(使用料)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用許可)

第7条 海洋センターの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 施設又は設備及び備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 風俗又は公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (4) 感染症の疾患があると認められるとき。
- (5) その他海洋センターの管理及び運営上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 第7条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

3 利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第10条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 海洋センターの管理上指定管理者が必要と認めずる指示に従わないとき。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 海洋センターの管理上教育委員会が必要と認めずる指示に従わないとき。

(3) その他海洋センターの管理及び運営上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、海洋センターの施設又は設備の使用を終えたとき、又は第13条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに現状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 海洋センターの入場者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により海洋センターの建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守義務)

第17条 使用者は、指定管理者が指示した事項を遵守しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

別表第1 (第9条関係)

プール利用料金

備考

1 小学生以下とは、小学校に在学している者及び小学校就学の始期に達していない者をいう。

(3) その他海洋センターの管理及び運営上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、海洋センターの施設又は設備の使用を終えたとき、又は第10条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに現状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第13条 海洋センターの入場者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により海洋センターの建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守義務)

第14条 使用者は、教育委員会が指示した事項を遵守しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表第1 (第7条関係)

プール使用料

備考

1 小学生以下とは、小学校に在学している者及び小学校就学の始期に達していない者をいう。

- 2 一般とは、小学生以下の者以外の者をいう。
- 3 親と幼児とは、父母その他の保護者と小学校就学の始期に達していない者との組み合わせをいい、各1人ずつで1組とする。
- 4 1つの時間帯を超えてプールを使用する場合は、それぞれの時間区分に係る使用料を合算した額とする。
- 5 使用時間が1つの時間帯に満たない場合であっても、当該時間帯に定める額を使用料とする。
- 6 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第7条関係）

舟艇使用料	
区分	使用料
OPデザインギー	1艇2時間につき 100円
12フイートヨット	1艇2時間につき 200円
カッター	1艇2時間につき 200円
ダブルスカル	1艇2時間につき 200円
カヌー	1艇2時間につき 100円

- 2 一般とは、小学生以下の者以外の者をいう。
- 3 親と幼児とは、父母その他の保護者と小学校就学の始期に達していない者との組み合わせをいい、各1人ずつで1組とする。
- 4 1つの時間帯を超えてプールを使用する場合は、それぞれの時間区分に係る利用料金を合算した額とする。
- 5 使用時間が1つの時間帯に満たない場合であっても、当該時間帯に定める額を利用料金とする。
- 6 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第9条関係）

舟艇利用料金	
区分	利用料金
OPデザインギー	1艇2時間につき 100円
12フイートヨット	1艇2時間につき 200円
カッター	1艇2時間につき 200円
ダブルスカル	1艇2時間につき 200円
カヌー	1艇2時間につき 100円

第30号議案

久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター等の次期指定管理者の公募にあたり、指定管理者候補者選定委員会委員を任命又は委嘱しようとするものである。

第29号議案

体育施設（三潞・城島地域）指定管理者候補者選定委員会委員の任命又は
委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

体育施設（三潞・城島地域）の指定管理者を公募するにあたり、体育施設
（三潞・城島地域）指定管理者候補者選定委員会委員を任命又は委嘱しようと
するものである。

体育施設（三潞・城島地域）指定管理者候補者選定委員会委員の
任命又は委嘱について

久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則により、下記の者を体育施設（三潞・城島地域）指定管理者候補者選定委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属等	任期
(1)学識経験を有する者	多田内 幸子	久留米信愛女学院短期大学教授	平成26年6月1日から 平成27年4月1日まで
(2)施設の管理運営について専門的知識を有する者	益永 真見子	税理士	
	高田 耕二	三潞体育振興協会理事	
(3)市の職員	野田 秀樹	市民文化部長	
	伊崎 より子	協働推進部 男女平等推進担当部長	

体育施設（三潞・城島地域）の指定管理者の募集について

1. 次期指定管理者の選定

現在、九州ビルサービス株式会社・シンコースポーツ共同企業体を指定管理者として管理運営を行っている「久留米市みづま総合体育館」について、指定期間が平成27年3月31日をもって終了することから、また、これまで直営で行ってきた三潞町及び城島町の体育施設を一層の市民サービスの向上とコスト縮減を図るため、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行うもの。

2. 対象施設

みづま総合体育館、三潞農業者トレーニングセンター、三潞B&G海洋センタープール、三潞B&G海洋センター艇庫、三潞農村運動広場グラウンド、三潞農村運動広場テニスコート、三潞ゲートボール場、城島体育館、城島テニスコート、城島ゲートボール場、城島ふれあい広場、城島トレーニングセンター

3. 指定期間

平成27年度～31年度（5年間）

4. スケジュール

7月	・告示・公募の広報（ホームページ、広報くるめ7/15号） ・現地説明会	
8月	・質問書受付 ・質問書への回答	公募（2か月） 7/15～9/16
9月	・申請受付・募集締切り ・選定委員会による選定（書類審査）	↓
10月	・選定委員会（プレゼンテーション） ・指定管理者候補者の決定、選定結果公表	
11月	・仮協定の締結	
12月	・指定管理者指定議案の提案	

5 選定委員会の構成（予定）

(1)学識経験を有する者	1名（大学教員）
(2)施設の管理運営について専門的知識を有する者者	2名（税理士、スポーツ団体役員）
(3)市の職員	2名

久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則により、下記の者を久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属等	任期
(1) 学識経験を有する者	江藤 智佐子	社会教育委員 (久留米大学准教授)	平成26年5月28日から 平成27年4月1日まで
(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者	出口 貴子	九州北部税理士会 久留米支部	
	山村 秀敏	久留米市生涯学習センター 運営委員会 (利用者の会会長)	
	鎮守 俊明	福岡県教育庁 北筑後教育事務所 社会教育室長	
(3) 市の職員	衛本 みどり	総務部人材育成課長	
	最所 教人	市民文化部 市民センター担当次長	

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の募集について

1 次期指定管理者の指定

現在、公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団を指定管理者として管理運営を行なっている久留米市生涯学習センター等について、指定期間が平成27年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行うもの。

2 対象施設

久留米市生涯学習センター等（諏訪野町1830-6）

3 指定期間

平成27年度～31年度（5年間）

4 スケジュール

7月	・告示・公募の広報（ホームページ、広報くるめ7/1号） ・現地説明会・質問書受付	公募（2か月） 7/1～9/1
8月	・質問書への回答 ・申請受付	
9月	・募集締切り ・選定委員会による選定（書類審査）	
10月	・選定委員会（プレゼンテーション） ・指定管理者候補者の決定、選定結果公表	
11月	・仮協定の締結	
12月	・指定管理者指定議案の提案	

5 選定委員会の構成

(1)学識経験を有する者	1名（大学教員）
(2)施設の管理運営について専門的知識を有する者	3名（税理士、センター運営委員等）
(3)市の職員	2名

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(選定委員会)

- 第5条 市長等は、公募による指定管理者の候補者の選定に関し審議するため、久留米市指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、市長等が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

~~~~~

○久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年久留米市条例第24号)の規定に基づく久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等については、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成16年久留米市規則第51号)の規定の例による。

~~~~~

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(委員会の組織)

- 第5条 条例第5条第1項に規定する久留米市指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長等が適当と認める者

(委員会の委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、市長等から委嘱され、又は任命された日から、その所掌事務により、指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項

第 3 1 号 議案

久留米市公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野公民館の一部の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとする事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市公民館条例の一部を改正する条例

久留米市公民館条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜 原 利 則

提案理由

久留米市北野公民館の一部の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市公民館条例の一部を改正する条例

久留米市公民館条例（平成16年久留米市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表の1 久留米市北野公民館使用料の表中

「

創作室	1時間につき200円
1階小会議室	1時間につき100円

」

を削る。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

公民館条例の一部改正について

1 改正理由

北野公民館の一部を北野校区コミュニティ組織の拠点施設として転用するため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 経緯

現在、旧四町地域において校区コミュニティ組織の拠点施設整備を行っており、北野地区については、既存の公共施設の一部を普通財産化したうえで、各校区コミュニティ組織に貸与し、校区コミュニティセンターとしての活用を図ることとしたい。（関連条例改正を別途議会提案予定）

については、北野公民館の創作室・小会議室等について、普通財産化したうえで、新たに北野校区まちづくり振興会に貸与し、校区コミュニティセンターとしての活用を図ることとしたい。

《対象施設》

校 区	既存の公共施設	条例別表から削除する部分
北野校区	北野公民館（北野町中273-1）	創作室、小会議室

3 スケジュール

平成26年6月 改正条例の上程

平成27年1月 改正条例施行、校区へ貸付（普通財産として）
以降、校区において改修工事

4月 校区コミュニティセンターとして供用開始

4 今後の対応

（1）機能確保

今回の条例改正に伴い、従来、創作室・小会議室で行ってきた各種社会教育事業については、他の会議室や隣接する北野働く女性の家等を活用して引き続き実施する。併せて、各室を定期的に利用するサークル等団体との調整を図り、他室での活動への誘導など活動継続に支障のないよう努める。

また、団体活動室機能についても、北野働く女性の家施設内での調整により機能確保を図る。

（2）施設予約への対応

久留米市公民館条例施行規則（第4条第2項第1号）により、北野公民館の使用許可申請については使用日の6月前の日から行うことができることになっているため、平成27年1月1日（新条例施行日）の6月前である平成26年7月1日より、今回の条例改正に伴い普通財産化する部分についての使用許可申請の受付を行わないこととし、その旨の周知対応を図りたい。

5 新旧対照表

現行			改正案						
別表			別表						
1 久留米市北野公民館使用料			1 久留米市北野公民館使用料						
施設名		使用料	施設名		使用料				
大ホール	ホールと	客室	1時間につき	2,050円	大ホール				
	として使用	舞台	1時間につき	1,020円					
	する場合	全面	1時間につき	3,080円					
体育館と	卓球	1面1時間につき	100円	体育館と	卓球	1面1時間につき	100円		
	として使用	バドミ	1面1時間につき		100円	として使用	バドミ	1面1時間につき	100円
	する場合	ントン			する場合	ントン			
	全面	1時間につき	510円		全面	1時間につき	510円		
1階和室		1時間につき	200円	1階和室		1時間につき	200円		
創作室		1時間につき	200円	創作室		1時間につき	200円		
1階小会議室		1時間につき	100円	1階小会議室		1時間につき	100円		
中会議室	1	1時間につき	300円	中会議室	1	1時間につき	300円		
	2	1時間につき	200円		2	1時間につき	200円		
	全面	1時間につき	410円		全面	1時間につき	410円		
2階和室		1時間につき	300円	2階和室		1時間につき	300円		
視聴覚室		1時間につき	300円	視聴覚室		1時間につき	300円		
2階小会議室		1時間につき	100円	2階小会議室		1時間につき	100円		

市立公民館等の生涯学習施設の名称整理について

1 現状と課題

市の社会教育・生涯学習施設については、旧町の中央公民館を新市の市立公民館として引き継いだ田主丸公民館・北野公民館・城島公民館・三瀧公民館のほか、「働く女性の家」や「農村環境改善センター」など合併前の施設名称を原則そのまま継続しているために様々な名称が混在している状況にあるほか、特に総合支所所管地域にのみ社会教育法上の公民館が存在するなど、全市的な整合性に課題があると認識しています。

これらの課題について、平成25年7月の教育民生常任委員会（所管事務調査）での報告を踏まえ、今後の方向についての内部検討を重ねてきたところです。

2 整理方針案

名称が混在している各生涯学習関連施設について、よりわかりやすい名称に統一し全市的な整合性を図るとともに、施設活用の拡大につなげます。

（1）公民館等の名称整理

市立公民館4館について、近隣施設である北野働く女性の家（北野公民館に隣接）・三瀧農村環境改善センター（三瀧公民館に隣接）を統合したうえで「生涯学習センター」に名称変更し、社会教育法上の公民館については廃止します。

（2）青少年ふれあいセンター等の名称整理

城島地域の青少年ふれあいセンター・城島働く女性の家・天文台については、宿泊機能を有する施設としての特性を活用し、一括して「城島ふれあいセンター」に名称変更します。

（3）機能

現在の生涯学習センター（えーるピア）と同様に、社会教育法第42条に基づく公民館類似施設と位置づけ、これまでの各種事業を引き継ぎながら、より高度で魅力ある講座の実施と利用促進に努めていきます。

地域	現況		整理統合後（仮称）
久留米	生涯学習センター	➔	生涯学習センター
	勤労青少年ホーム		勤労青少年ホーム
田主丸	田主丸複合文化施設（田主丸公民館）		田主丸複合文化施設（田主丸生涯学習センター）
	田主丸勤労青少年ホーム		田主丸勤労青少年ホーム
北野	北野公民館・北野働く女性の家		北野生涯学習センター
城島	城島総合文化センター（城島公民館）		城島総合文化センター（城島生涯学習センター）
	青少年ふれあいセンター・城島働く女性の家・天文台		城島ふれあいセンター
三瀧	三瀧公民館・三瀧農村環境改善センター		三瀧生涯学習センター

※各条例の改正にかかる関係図は別紙参照

3 今後のスケジュール

この検討案に基づき、施設転用に向けた関係機関との調整や例規原案の作成等を進め、本年9月議会を目途に関連条例議案の提出を目指したいと考えています。

4 北野地域関連

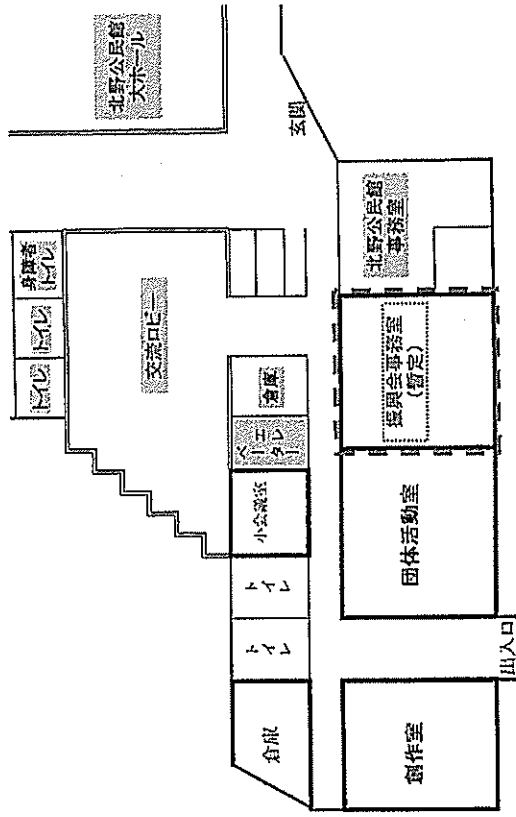
北野地域では、4校区のコミュニティセンター整備にあたって既存施設の活用が見込まれており、そのための所要の条例改正を行います。

	内 容
公民館条例	・北野公民館の一部を、27年度から北野校区コミュニティセンターにあてるため普通財産化（6月）
(参考) 北野コミュニティ施設条例	・北野コミュニティ条例各施設の一部を、27年度から金島、大城、弓削校区の校区コミュニティセンターにあてるため普通財産化（6月） ・普通財産化以外の残余の行政財産部分の条例の整備（9月以降）

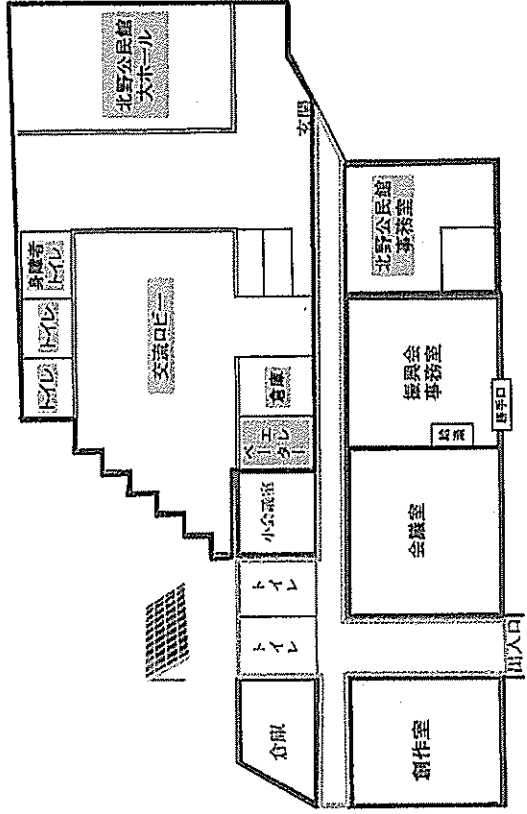
※北野コミュニティ施設条例の所管は、協働推進部（総務常任委員会）

第31号議案
【北野校区】北野公民館

<改修前>



<改修後>



<面積内訳>

行政財産 : 2,622.30㎡
コミセン : 281.27㎡

※ 共用部分 : 106.00㎡按分済

第 3 2 号 議 案

久留米市北野コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

教育長

提案理由

久留米市北野コミュニティ施設の一部の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとする事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市北野コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

久留米市北野コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市北野コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 月 日

久留米市長 檜 原 利 則

提案理由

久留米市北野コミュニティ施設の一部の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市北野コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

久留米市北野コミュニティ施設条例（平成16年久留米市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設名	室名	使用の単位	使用料	備考
北野ふれあい交流センター	交流ホール	全面 1時間につき	300円	
		1/3室 1時間につき	100円	
		2/3室 1時間につき	200円	
		舞台 1時間につき	100円	
	控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料
北野コスモス館	交流ホール	全面 1時間につき	300円	
		1/3室 1時間につき	100円	
		2/3室 1時間につき	200円	
		舞台 1時間につき	100円	
大城ますかげセンター	交流ホール	全面 1時間につき	300円	
		1/3室 1時間につき	100円	
		2/3室 1時間につき	200円	
		舞台 1時間につき	100円	
	控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間として計算する。
- 2 準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 上記の金額は、消費税等額を含む。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

北野コミュニティ施設条例の一部改正について

1 改正理由

北野コミュニティ施設の一部を北野地域の校区コミュニティ組織の拠点施設として転用するため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 経緯

現在、旧四町地域において校区コミュニティ組織の拠点施設整備を行っており、北野地域については、既存の公共施設の一部を普通財産化したうえで、各校区コミュニティ組織に貸与し、校区コミュニティセンターとしての活用を図ることとしたい。(関連条例改正を別途議会提案予定)

については、北野コミュニティ施設の一部について、普通財産化したうえで、新たに弓削、大城、金島の校区コミュニティ組織に貸与し、校区コミュニティセンターとしての活用を図ることとしたい。

《対象施設》

校区	既存の公共施設	条例別表から削除する部分
弓削校区	北野コスモス館(北野町高良1706-1)	和室、創作室、控室、研修室
大城校区	大城ますかげセンター(北野町大城83)	和室、創作室、学習室、会議室
金島校区	北野ふれあい交流センター(北野町八重亀139)	和室、創作室

3 スケジュール

平成26年6月 改正条例の上程
 10月 改正条例施行、校区へ貸付(普通財産として)
 以降、校区において改修工事
 平成27年4月 校区コミュニティセンターとして供用開始

4 行政財産部分の今後の方向性(市民文化部)

9月議会において、公民館・働く女性の家等の生涯学習施設の名称変更などの条例改正を予定している。各コミュニティ施設の行政財産部分についても、あわせて整理を図りたい。(施行日:平成27年4月1日)

5 新旧対照表

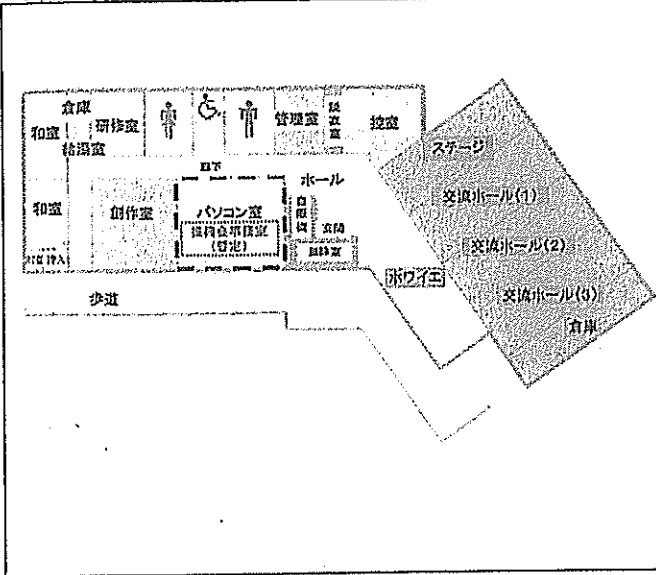
現行					改正案						
別表 1 久留米市北野コミュニティ施設条例					別表 1 久留米市北野コミュニティ施設条例						
施設名	室名		使用の単位	使用料	備考	施設名	室名		使用の単位	使用料	備考
北野ふれあい交流センター	和室	10帖	1時間につき	100円		北野ふれあい交流センター	交流ホール	全面	1時間につき	300円	
		12帖	1時間につき	100円				1/3室	1時間につき	100円	
		全面	1時間につき	100円				2/3室	1時間につき	200円	
	創作室	1時間につき	100円		舞台			1時間につき	100円		
	交流ホール	全面	1時間につき	300円		控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料		
		1/3室	1時間につき	100円							
		2/3室	1時間につき	200円							
		舞台	1時間につき	100円							
	控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料							
	北野コスモス館	和室	10帖	1時間につき	100円		北野コスモス館	交流ホール	全面	1時間につき	300円
12帖			1時間につき	100円		1/3室			1時間につき	100円	
全面			1時間につき	100円		2/3室			1時間につき	200円	
創作室		1時間につき	100円		舞台	1時間につき			100円		
交流ホール		全面	1時間につき	300円		控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料		
		1/3室	1時間につき	100円							
		2/3室	1時間につき	200円							
		舞台	1時間につき	100円							
控室		1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料							
大城ますかけセンター		和室	15帖	1時間につき	100円		大城ますかけセンター	交流ホール	全面	1時間につき	300円
	全面		1時間につき	100円		1/3室			1時間につき	100円	
	創作室	1時間につき	100円		2/3室	1時間につき			200円		
	交流ホール	全面	1時間につき	300円		舞台			1時間につき	100円	
		1/3室	1時間につき	100円		控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料		
		2/3室	1時間につき	200円							
	舞台	1時間につき	100円								
	控室	1時間につき	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料							
	学習室	1時間につき	100円								
	会議室	1時間につき	100円								

- 備考
- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間として計算する。
 - 2 準備及び後片付けに要する時間は、使用時間を含むものとする。
 - 3 上記の金額は、消費税等額を含む。

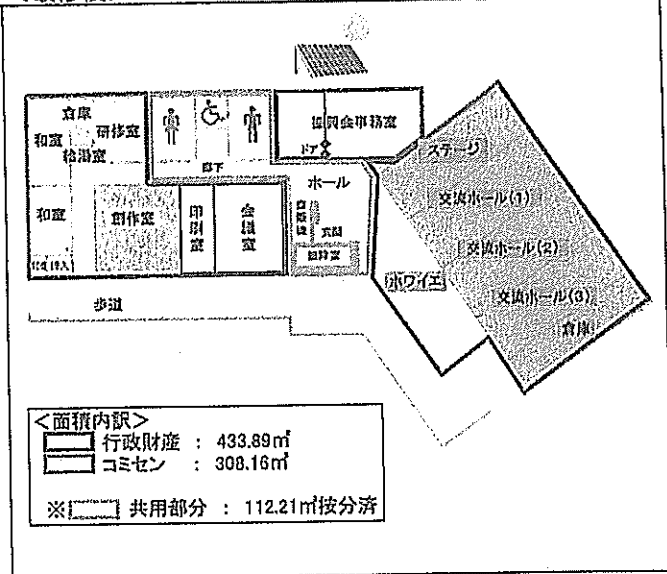
- 備考
- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間として計算する。
 - 2 準備及び後片付けに要する時間は、使用時間を含むものとする。
 - 3 創作室備付けのガス設備を使用する場合は、1時間につき200円を加算する。
 - 4 上記の金額は、消費税等額を含む。

【弓削校区】北野コスモス館

<改修前>



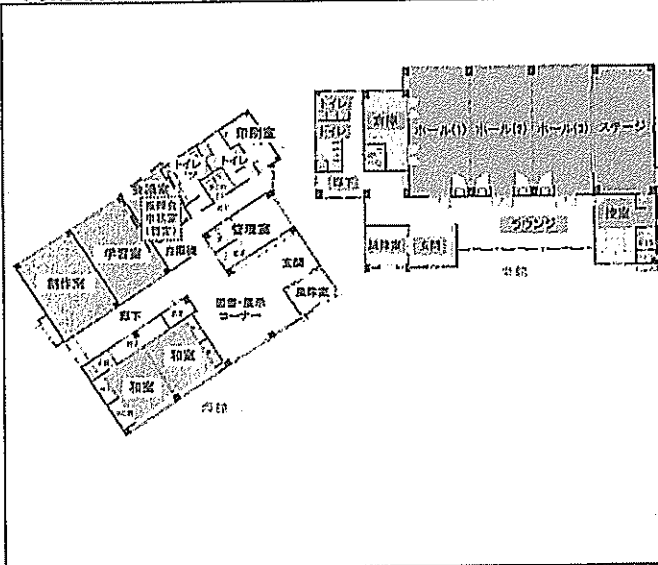
<改修後>



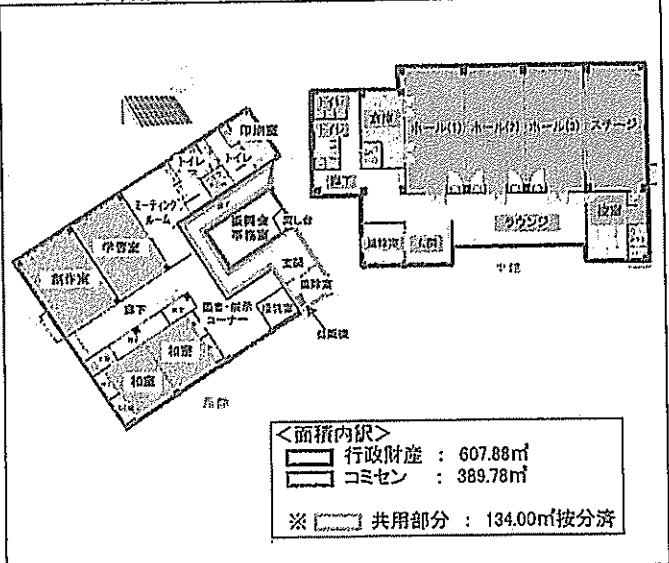
<面積内訳>
 行政財産 : 433.89㎡
 コミセン : 308.16㎡
 ※ 共用部分 : 112.21㎡按分済

【大城校区】大城ますかげセンター

<改修前>



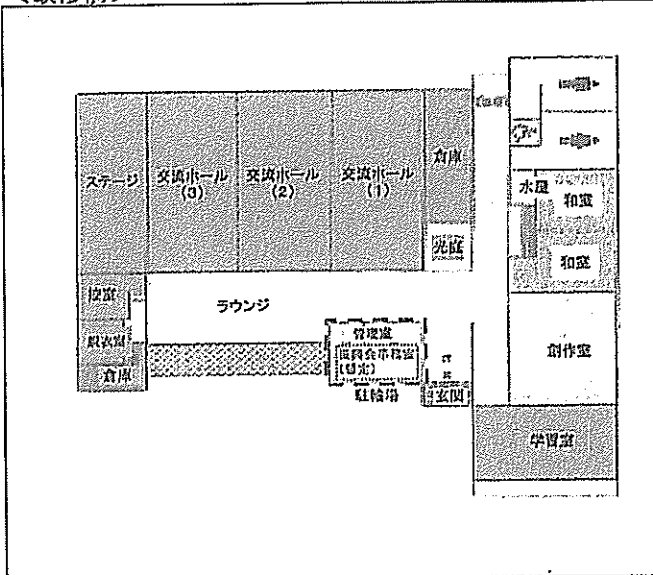
<改修後>



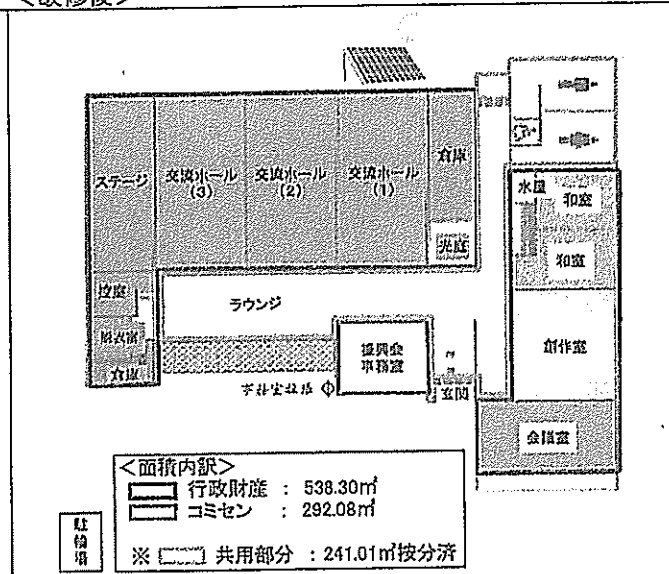
<面積内訳>
 行政財産 : 607.88㎡
 コミセン : 389.78㎡
 ※ 共用部分 : 134.00㎡按分済

【金島校区】北野ふれあい交流センター

<改修前>



<改修後>



<面積内訳>
 行政財産 : 538.30㎡
 コミセン : 292.08㎡
 ※ 共用部分 : 241.01㎡按分済

第33号議案

久留米市教育集会所運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正 則

提案理由

久留米市教育集会所運営審議会委員の1名から辞任届けの提出があったので、その委員の後任委員について委嘱しようとするものである。

第34号議案

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年 5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、後任委員を任命又は委嘱するものである。

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市立学校結核対策委員会規則第3条第3項により、下記の者を久留米市立学校結核対策委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)久留米医師会の推薦する医師	井上 治 <small>いのうえ おさむ</small>	小児科井上医院	平成26年5月29日～ 平成27年5月28日
	津村 直幹 <small>つむら なおき</small>	医療法人つむら診療所	
(2)久留米市保健所長	岩佐 一弘 <small>いわさ かずひろ</small>	久留米市保健所	
(3)久留米市保健所長の推薦する医師	宮川 洋介 <small>みやがわ ようすけ</small>	古賀病院21	
	川山 智隆 <small>かわやま ともたか</small>	久留米大学病院	
(4)市立学校の校長及び養護教諭の代表者	藤村 淳子 <small>ふじむら じゅんこ</small>	水分小学校	
	廣田 るみ <small>ひろた るみ</small>	下田小学校	
	植村 桐子 <small>うゑむら かりこ</small>	久留米特別支援学校	
(5)市職員	國武 里美 <small>くにたけ さとみ</small>	教育部学校保健課	

久留米市結核対策委員会委員新旧名簿

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 久留米医師会の推薦する医師	井上 治 <small>いのうえ おさむ</small>	小児科井上医院	井上 治 <small>いのうえ おさむ</small>	小児科井上医院
	津村 直幹 <small>つむら なおき</small>	医療法人つむら診療所	津村 直幹 <small>つむら なおき</small>	医療法人つむら診療所
(2) 久留米市保健所長	岩佐 一弘 <small>いわさ かずひろ</small>	久留米市保健所	岩佐 一弘 <small>いわさ かずひろ</small>	久留米市保健所
(3) 久留米市保健所長の推薦する医師	宮川 洋介 <small>みやがわ ようすけ</small>	古賀病院 2 1	宮川 洋介 <small>みやがわ ようすけ</small>	古賀病院 2 1
	川山 智隆 <small>かわやま ともたか</small>	久留米大学病院	川山 智隆 <small>かわやま ともたか</small>	久留米大学病院
(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者	堀 良子 <small>ほり りょうこ</small>	山川小学校	※藤村 淳子 <small>ふじむら じゆんこ</small>	水分小学校
	西田 真由美 <small>にしだ まゆみ</small>	城南中学校	※廣田 るみ <small>ひろた るみ</small>	下田小学校
	植村 桐子 <small>うえむら きりこ</small>	久留米特別支援学校	植村 桐子 <small>うえむら きりこ</small>	安武小学校
(5) 市職員	川野 郁子 <small>かわの いくこ</small>	教育部学校保健課	※國武 里美 <small>くにたけ さとみ</small>	教育部学校保健課

※は、新任委員

任期 平成26年 5月29日～平成27年 5月28日

○久留米市立学校結核対策委員会規則

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 24 号

~~~~~  
(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員会に、結核対策に関し専門的事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

3 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 久留米医師会の推薦する医師 3 人

(2) 久留米市保健所長

(3) 久留米市保健所長の推薦する医師 2 人

(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者 3 人

(5) 市職員 1 人

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第35号議案

平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部  
及び小学校特別支援学級教科用図書採択に係る選定方針について

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正則

提案理由

平成27年度から使用する久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の教科用図書を採択するにあたり、久留米市教育委員会として、平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級教科用図書の選定方針を定めるもの。



平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校  
小学部及び小学校特別支援学級教科用図書採択に係る  
選定方針

久留米市教育委員会

## 平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級教科用図書採択に係る選定方針

久留米市教育委員会は、平成27年度から使用する久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の教科用図書として採択する教科用図書の候補となるべき教科用図書の選定について、久留米市立小中学校等管理規則第11条の規定に基づき、久留米市教科用図書選定委員会に対して諮問するにあたり、以下のとおり選定方針を定めるものとする。

### 1 教科用図書選定に当たっての基本方針

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、教科用図書の選定に当たっては、学習指導要領のねらいを踏まえて行うことを基本方針とする。

#### (1) 学習指導要領の基本的なねらい

小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）は、教育基本法及び学校教育法の規定に則り、平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を踏まえ、次の3点を基本的なねらいとしている。

ア 教育基本法及び学校教育法の改正で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」である。

イ 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する。また、これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、これを国語科のみならず各教科等において育成する。

ウ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、発達段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど児童が感動を覚える教材の開発と活用などにより充実させる。また、体育については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を充実させる。

## (2) 選定の基本的観点

ア 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な能力をはぐくむことができるように配慮されていること。

イ 自らの力で論理的に考え判断する力、自分の思いや考えを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、創造性の基礎を培う学習がなされるように配慮されていること。

ウ 児童が知的好奇心・探究心をもって、自ら学ぶ意欲を高めるとともに、主体的に学ぶ力が身に付くように配慮されていること。

エ 我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野をもって異文化を理解し国際協調の精神を培うように配慮されていること。

オ 他人を思いやる心、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものに感動する心、自然を愛する心などが育つ学習がなされるように配慮されていること。

## 2 各教科共通の選定の観点

### (1) 内容の範囲及び程度

ア 教科の目標達成に結びつく内容になっていること。

イ 内容の程度は、その学年の児童の発達の段階に適応していること。

ウ 学習指導要領に示す教科及び学年の目標並びに学年の内容に示す事項を不足なく取り上げていること。

## (2) 内容に関する配慮事項

- ア 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるように配慮されていること。
- イ 言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実について配慮されていること。
- ウ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習が重視されているとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるように配慮されていること。
- エ 児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導への配慮がされていること。
- オ 体験活動、実験・実習等は、安全・衛生面が配慮されていること。
- カ 学習指導要領に示していない内容を取り上げている場合には、学習指導要領の趣旨に照らして不適切なところや児童が学習する上で支障が生ずるおそれがないように配慮されていること。
- キ 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに関する事項が、授業時数から見て適切に配分されていること。
- ク 各分野、領域及び内容に偏りがなく調和がとれていること。

## (3) 使用上の便宜

- ア 本文、問題、説明文、注、作品、挿絵、写真、図等は、学習を進める上で、関連を持たせて用意され、学習の深まりに有効に働くよう配置されていること。
- イ 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

## (4) 印刷・製本等

印刷は鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料等が適切であること。

## 3 教科ごとの選定の観点

選定に当たっての基本的な観点は、以下に示すとおりとする。

なお、文中〔 〕で示した語句は、学習指導要領で使用されている項目である。

<国語（「書写」を除く。）>

| 観 | 点                                                                                                                                                                                                  |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 国語の主体的な使い手として、相手、目的や意図、場面や状況などに応じて適切に表現したり正確に理解したりする力を育成するとともに、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高める内容になっていること。                                                                                              |
| 2 | 論理的な思考力や想像力及び言語感覚を養うとともに、伝統的な言語文化に触れたり、国語の特質を理解したりする内容になっていること。                                                                                                                                    |
| 3 | 〔A 話すこと・聞くこと〕、〔B 書くこと〕、〔C 読むこと〕及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の各事項を、相互に密接に関連付けて指導することができるとともに、それぞれの能力が偏りなく養われる内容になっていること。                                                                                 |
| 4 | 〔A 話すこと・聞くこと〕については、学習した知識・技能を繰り返し用いたり、実際の生活場面で使いこなす機会を多くもったりできるように意図的・計画的に指導することができる内容になっていること。                                                                                                    |
| 5 | 〔B 書くこと〕については、書く活動の過程に沿って基礎的な能力が取り上げられ、実際に文章を書く活動を多く設定できるように意図的・計画的に指導することができる内容になっていること。                                                                                                          |
| 6 | 〔C 読むこと〕については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにする内容になっていること。<br>また、目的や意図に応じた的確に読み取る能力が高まるような内容になっていること。<br>教材については、説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱っていること。                                                 |
| 7 | 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の伝統的な言語文化に関する事項や言葉の特徴やきまりに関する事項、文字に関する事項については、特定の事項をまとめて指導したり、繰り返して指導したりすることが必要な場合に、特にそれだけを取り上げて学習させることができる内容になっていること。<br>また、伝統的な言語文化に関する事項については、各学年で古典に親しむことができる内容になっていること。 |
| 8 | 教材については、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことなどの能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を調和的に取り上げていること。                                                                                   |

<国語（「書写」）>

| 観                                       | 点                                            |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1 各学年で、硬筆を使用する書写の指導をすることができる内容になっていること。 | 2 毛筆を使用する書写においては、硬筆による書写の能力の基礎を養う内容になっていること。 |
| 3 文字を正しく整えて書くことができる内容になっていること。          |                                              |

<社会（「地図」を除く。）>

| 観                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 点 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <p>(共通)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を深め、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識・技能を身に付けることができる内容になっていること。</li><li>2 我が国の歴史や文化を大切にし、持続可能な社会の実現など、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことができる内容になっていること。</li><li>3 観察、調査したり、地図や統計、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用したり、社会的事象の意味や働きなどについて考え、表現したりすることができる内容になっていること。</li><li>4 社会的事象を公正に判断し、社会的な見方や考え方を養うことができる内容になっていること。</li><li>5 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができる内容になっていること。</li></ol> |   |
| <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>自分たちの住んでいる地域の社会生活を理解することができ、地域社会の一員としての自覚をもち、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができる内容になっていること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |
| <p>(第5学年)</p> <p>我が国の国土と産業の様子や特色を理解することができ、環境の保全や自然災害の防止の重要性、我が国の産業の発展や社会の情報化の進展についての関心と国土に対する愛情を育てることができる内容になっていること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
| <p>(第6学年)</p> <p>我が国の歴史や政治の働き、我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割について理解することができ、我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情や、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていこうとする自覚を育てることができる内容になっていること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |

<社会（「地図」）>

| 観 | 点                                                                                           |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 地図や統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味や働きなどについて考え、調べたことや考えたことを表現することができる内容になっていること。              |
| 2 | 都道府県の名称と位置、世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土などを調べ、県の特色や国土の環境と人々の生活や産業との関連を考えることができる内容になっていること。 |
| 3 | 方位や主な地図記号を理解し、活用することができる内容になっていること。                                                         |
| 4 | 近隣の諸国の正式な国名が分かるとともに、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それらを尊重する態度を養う内容になっていること。                           |
| 5 | 児童が興味・関心をもって、我が国とつながりが深い国を選択して調べることができる内容になっていること。                                          |
| 6 | 資料等は最新のものであり、適切に出所・出典が明示された内容になっていること。                                                      |



<算数>

| 観  | 点                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる内容になっていること。                         |
| 2  | 〔A 数と計算〕、〔B 量と測定〕、〔C 図形〕及び〔D 数量関係〕の4領域間の指導の関連を図ることができる内容になっていること。その際、算数的活動を通して指導することができる内容になっていること。                       |
| 3  | 〔A 数と計算〕の領域では、整数、小数、分数の意味と表し方を理解すること、数についての感覚を豊かにすること、また、計算の意味を理解し、計算の仕方を考え、計算に習熟し活用することが重視された内容になっていること。                 |
| 4  | 〔B 量と測定〕の領域では、様々な量の単位と測定について理解すること、量の大きさについての感覚を豊かにすること、面積の求め方などを自分で考えたり説明したりすることが重視された内容になっていること。                        |
| 5  | 〔C 図形〕の領域では、図形の意味と性質について理解すること、図形についての感覚を豊かにすること、図形の見方を生活や学習に活用することが重視された内容になっていること。                                      |
| 6  | 〔D 数量関係〕の領域では、数量についての事柄を、言葉や数、式、表、グラフなどによって表現すること、2つの数量の間の変化や対応を調べるなど関数の考え方を育てることが重視された内容になっていること。                        |
| 7  | 数量や図形についての豊かな感覚を育てるとともに、およその大きさや形をとらえ、それらに基づいて適切に判断したり、能率的な処理の仕方を考え出したりすることができる内容になっていること。                                |
| 8  | 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、言葉、数、式、図、表、グラフを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現したり伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れることができる内容になっていること。 |
| 9  | 低学年の〔A 数と計算〕の学習では、そろばんや具体物などの教具を適宜用いて、数と計算についての意味の理解を深める内容になっていること。                                                       |
| 10 | 数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどのため、必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用することができる内容になっていること。                                 |

<理科>

| 観 | 点                                                                                                                               |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図ることができる内容になっていること。                                                              |
| 2 | 事物・現象を比べたり、働きや時間などに関係付けたり、条件に目を向けて調べたり、制御をしながら観察、実験を行ったり、要因や規則性・関係を推論したりするなどの問題解決の能力の育成が重視された内容になっていること。                        |
| 3 | 〔A 物質・エネルギー〕については、物質の性質や働き、状態変化について、観察、実験を通して探究したり、物質の性質などを活用してものづくりをしたりすることができる内容になっていること。                                     |
| 4 | 〔B 地球・生命〕については、生物の生活や成長、体のつくり及び地表、大気圏、天体に関する諸現象について、観察やモデルなどを通して探究したり、自然災害などの視点と関連付けて探究したりする内容になっていること。                         |
| 5 | 生活科との関連が考慮され、ものづくりなどの科学的な体験や身近な自然を対象とした自然体験が重視された内容になっていること。                                                                    |
| 6 | 生物、天気、川、土地などの指導については、自然に親しむ活動や体験的な活動を取り入れることができるとともに、自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度を育成することができる内容になっていること。                            |
| 7 | 観察、実験、栽培、飼育及びものづくりについては、指導内容に応じて博物館や科学学習センターなど連携、協力を図ったり、コンピュータ、視聴覚機器などを適切に活用したりすることができるように配慮されていること。また、事故の防止に十分留意した内容になっていること。 |

<生活>

| 観 | 点                                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもったり、自分自身や自分の生活について考えたりするために、地域の人々、社会及び自然を生かしながら一体的に扱われ、それらと直接かかわる活動や体験が重視された内容になっていること。    |
| 2 | 自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりについて、校外での活動を積極的に取り入れたり、情報のやりとりをすることや情報を収集したり発信したりして、身近な人々とかかわる楽しさを実感する内容になっていること。               |
| 3 | 気付きを比較したり、分類したり、関連付けたりして考え、より質の高い気付きを生み出していくために、自らの気付きを振り返ったり、互いの気付きを交流したりするような内容になっていること。                           |
| 4 | 具体的な活動や体験を行うに際しては、学校生活や家庭生活を支えてくれる人々、近所の人々や店の人などはもとより、身近な幼児、高齢者、障害のある児童生徒など多様な人々と触れ合うことができる内容になっていること。               |
| 5 | 動植物の飼育・栽培に関する内容については、2学年にわたって取り扱われ、成長や変化、生命の尊さや育て方などに気付いて世話ができるようになるなど、動植物についてのかかわり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うような内容になっていること。 |
| 6 | 生活上必要な習慣や技能については、人、社会、自然及び自分自身にかかわる学習活動の展開に即して身に付く内容になっていること。                                                        |

<音楽>

| 観 | 点                                                                                              |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 音楽のよさや面白さ、美しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりすることができる内容になっていること。                                |
| 2 | 表現及び鑑賞の活動と〔共通事項〕とを関連させて指導することができる内容になっていること。                                                   |
| 3 | 歌唱については、曲想を感じ取って歌唱の表現を工夫し自分の思いや意図をもって歌うことや、歌唱の活動を支える歌い方を身に付けることができる内容になっていること。                 |
| 4 | 器楽については、曲想を感じ取って器楽の表現を工夫し自分の思いや意図をもって楽器を演奏することや、器楽の活動を支える演奏の仕方を身に付けることができる内容になっていること。          |
| 5 | 高学年の〔A 表現〕については、合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選んで学習することができる内容になっていること。                                    |
| 6 | 音楽づくりについては、様々な音とかかわり音の面白さに気付いたりその響きや組合せを楽しんだりしながら、様々な発想をもって音遊びをしたり即興的に表現したりすることができる内容になっていること。 |
| 7 | 鑑賞については、曲想や音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴くことや、楽曲の特徴や演奏のよさを理解することができる内容になっていること。                    |
| 8 | 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語については、音楽活動を通して指導することができる内容になっていること。                                          |

<図画工作>

| 観 | 点                                                                                        |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、作り出す喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うことができる内容になっていること。 |
| 2 | 表現及び鑑賞の活動において、共通に必要な資質や能力を示している〔共通事項〕の指導を行うことができる内容になっていること。                             |
| 3 | 〔A 表現〕の（２）については、工作に表すことと、絵や立体に表すことが、量的、質的に同程度になっていること。                                   |
| 4 | 〔B 鑑賞〕については、「話したり、聞いたりする」、「話し合ったりする」などの言語活動を充実させることができる内容になっていること。                       |
| 5 | 個々の児童が特性を生かした活動ができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせることができる内容になっていること。                           |
| 6 | 材料や用具については、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすることができる内容になっていること。        |
| 7 | 事故防止のために、使用する材料や用具、活動場所における安全や衛生面などに配慮した内容になっていること。                                      |

<家庭>

| 観 | 点                                                                                                                                              |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 実践的・体験的な活動を通して、家庭生活を大切にす<br>る心情をはぐくみ、生活を工夫する楽しさやものをつ<br>くる喜び、家族の一員としての自覚をもった生活を<br>実感する内容になっていること。                                             |
| 2 | 衣食住などの内容については、家族の生活と関連さ<br>せながら取り扱うとともに他の教科等との連携を<br>図る内容になっていること。                                                                             |
| 3 | 衣食住などの生活の中の様々な言葉を実感を伴っ<br>て理解する学習活動や、自分の生活における課題を<br>解決するために言葉や図表などを用いたり説明し<br>たりする学習活動を充実させる内容になっている<br>こと。                                   |
| 4 | 家族・家庭に関する内容については、ガイダンス<br>的な内容であるとともに、〔A 家庭生活と家族〕<br>から〔D 身近な消費生活と環境〕までの内容と<br>関連させ、自分の成長が学習全体を貫く視点と<br>なるような内容になっていること。                       |
| 5 | 食生活に関する内容については、五大栄養素の基<br>礎的事項を扱うとともに食事の役割や栄養を考<br>えた食事のとり方、調理などの学習活動に重点<br>を置いた内容になっていること。                                                    |
| 6 | 衣生活や住生活に関する内容については、人間を<br>取り巻く環境を快適に整えることへの関心を高<br>め、衣服と住まいを関連付けて学習できるよう<br>な内容になっていること。                                                       |
| 7 | 身近な消費生活と環境に関する内容については、<br>身近な物の選び方や買い方、環境に配慮した物<br>の活用などが、〔A 家庭生活と家族〕、〔B 日<br>常の食事と調理の基礎〕及び〔C 快適な衣服と<br>住まい〕の内容との関連を図り、実践的に学ばせ<br>る内容になっていること。 |
| 8 | 実習については、事故の防止及び安全・衛生に<br>留意する内容になっていること。                                                                                                       |
| 9 | 児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活<br>に活用することができる内容になっていること。                                                                                                |

< 体育（保健領域） >

| 観 | 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成するため、発達の段階を踏まえて体系化を図った内容となっていること。</p> <p>2 食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導と関連を図った内容になっていること。</p> <p>3 健康な生活、体の発育・発達、けがの防止、心の健康及び病気の予防の内容について、実習、実験などを取り入れ、習得した知識を活用し、思考力・判断力等を育成することができる内容になっていること。</p> |

平成27年度使用  
学校教育法附則第9条に規定する教科用図書選定資料

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書選定の観点

| 観 | 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 各教科の目標達成に結びつく適切な内容になっていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 | 図書の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3 | 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書及び文部科学省著作教科用図書以外の図書を採択する場合には、下記の事項に留意すること。<br>(1) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、さし絵、取り扱う題材等)のものであること。<br>(2) 内容が精選され、可能な限り系統的・発展的に編集されたものであり、基礎的な事柄が適切に習得されるように配慮されていること。<br>(3) 特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。<br>(4) 上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の中の系統性にも配慮すること。<br>(5) 全体の分量は、児童生徒の障害の種類・程度等及び授業時数などからみて適切であること。<br>(6) ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。<br>(7) 印刷は、鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料等は、児童生徒の障害の種類・程度等からみて適切であること。<br>(8) 価格については、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。<br>(9) 分冊本は採択しないこと。 |



資料

平成27年度使用  
義務教育諸学校教科用図書採択基準

福岡県教育委員会

平成27年度使用教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する「教科書目録」に登載された教科用図書等の中から下記の基準に基づいて行うものとする。

また、採択に当たっては、別に定める「小学校教科用図書選定資料」等を基に十分な調査研究を行うとともに、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）の趣旨にも留意して、公正かつ適正な採択を期するものとする。

記

- 1 教育基本法（平成18年法律第120号）に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育の目的及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの
- 2 学習指導要領の定める目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの
- 3 地域の実態を考慮し、児童生徒の発達段階に即し、かつ、指導に際して適切なもの

### 第36号議案

平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級教科用図書採択に係る候補教科用図書の選定について（諮問）

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

教育長 堤 正 則

#### 提案理由

平成27年度から使用する久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の教科用図書を採択するにあたり、「平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級教科用図書採択に係る選定方針」に沿って候補教科用図書を選定させるため、久留米市教科用図書選定委員会に対し、久留米市立小中学校等管理規則第11条の規定に基づき諮問しようとするもの。

平成26年6月2日

久留米市教科用図書選定委員会委員長 殿

久留米市教育委員会

委員長 永田 見生

平成27年度使用久留米市立小学校、久留米特別支援学校小学部  
及び小学校特別支援学級教科用図書採択に係る候補教科用図書の  
選定について

このことについて、久留米市立小中学校等管理規則第11条の規定により諮  
問いたします。

資料

○久留米市立小中学校等管理規則

昭和32年7月15日

久留米市教育委員会規則第6号

《抜粋》

第4章 教材の取扱

(教材の定義)

第10条 この規則で「教材」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(以下「教科書」という。)
- (2) 教科書の発行されていない教科のために主たる教材として使用する図書(以下「準教科書」という。)
- (3) 前2号に掲げるもの以外で学校の教育活動のために使用する出版物又は印刷物(以下「教科書及び準教科書以外の教材」という。)

(平12教規則11・一部改正)

(教材の選定)

第11条 教科書の採択は、校長の意見を聞くとともに、久留米市教科用図書選定委員会に諮問して、教育委員会が行う。ただし、特別支援学校高等部に係る教科書の採択については、校長の意見を聞いて、教育委員会が行う。

(平17教規則45・全改、平19教規則2・一部改正)

(準教科書の承認)

第12条 学校が準教科書を使用する場合はあらかじめ教育委員会の承認を得るものとする。

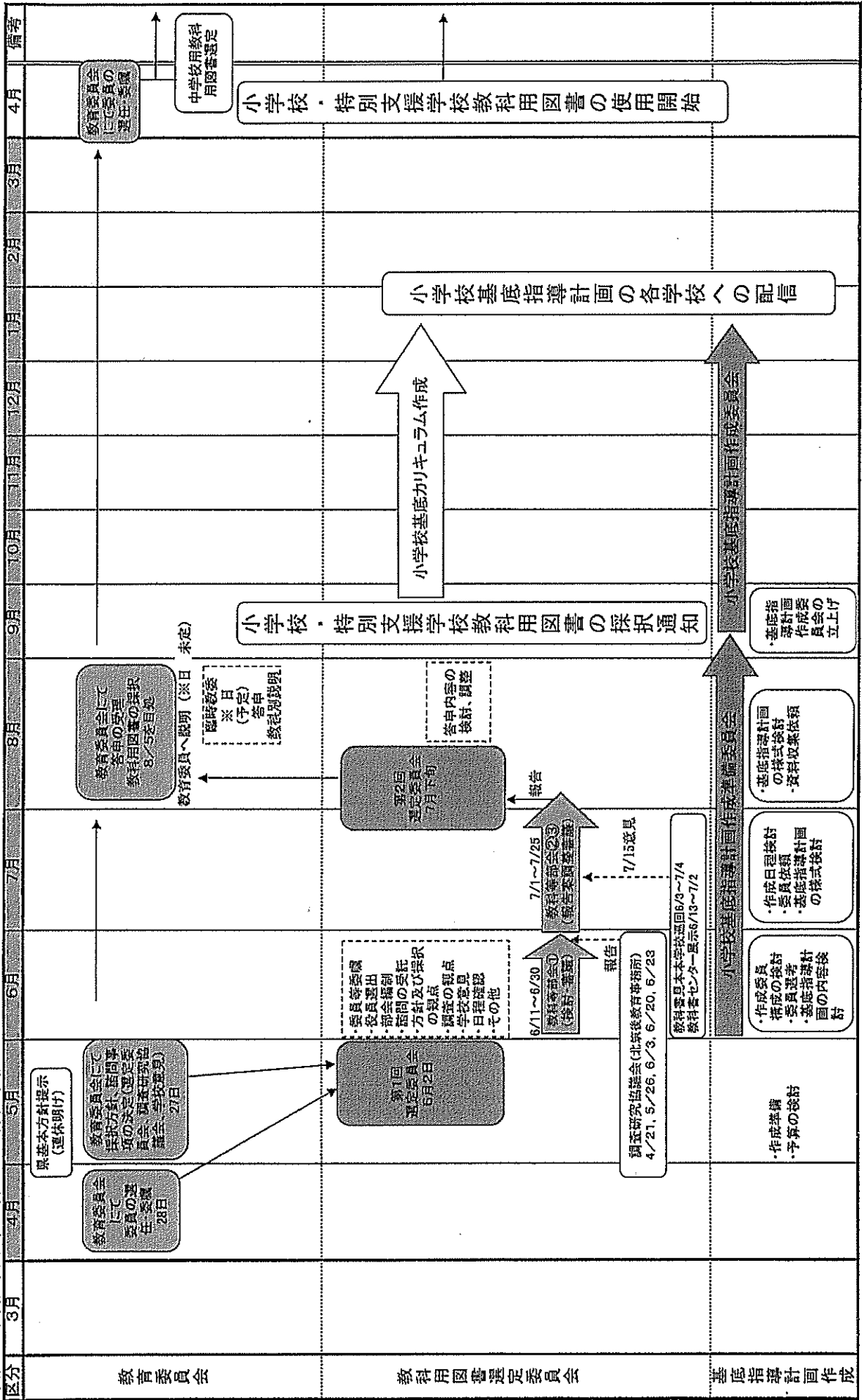
(教科書及び準教科書以外の教材の届出)

第13条 学校が学年又は学級若しくはこれに準ずる集団全員に対し教科書及び準教科書以外の教材として計画的、継続的に次に掲げるものを使用する場合はあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

- (1) 教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書、その他の参考書
- (2) 学習の課程及び休業中に使用する各種の学習帳、練習帳及び日記帳の類

(平12教規則11・一部改正)

平成26年度久留米市教科用図書採択事務の流れ



教育委員会後援事業等に関する報告

H26.4.18からH26.5.15受付分まで

| No. | 日時                          | 事業名                          | 主催者名                       | 場所                       | 区分      | 担当課     |
|-----|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|--------------------------|---------|---------|
| 1   | 平成26年6月29日(日)<br>9:00~15:00 | 文部科学大臣杯 少年少女東九州けん玉大会 代表者選考会  | 日本けん玉協会 九州総支部              | 久留米市立篠山小学校 体育館           | 後援      | 学校教育課   |
| 2   | 平成26年5月11日                  | 第37期西日本久留米王位戦                | 西日本新聞イベントサービス              | 高牟礼会館                    | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 3   | 平成26年5月13日                  | 女性のパワーで地域を元気に!               | 久留米市女性の会連絡協議会              | えーるピア久留米 視聴覚室            | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 4   | 平成26年5月17日                  | 車椅子レクダンス講習会                  | NPO法人 車椅子レクダンス普及会          | えーるピア久留米 体育館             | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 5   | 平成26年6月7日                   | 永勝寺の語りべ達 公演会                 | 久留米民話を語る会 永勝寺の語りべ達         | えーるピア久留米                 | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 6   | 平成26年6月7日                   | 教育講演会 講師 石村善悟氏 「教育再生私見」      | 久留米教育支援会議                  | ブリヂストンクラブ                | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 7   | 平成26年6月8日                   | 第33回学校茶道合同茶会                 | 茶道婁千家淡交会 久留米学校茶道連絡協議会      | くるめりあ6F                  | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 8   | 平成26年6月15日                  | くるめあそびの日2014                 | くるめシニアカレッジ ニュースポーツ倶楽部      | えーるピア久留米 体育館             | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 9   | 平成26年6月15日                  | 第一回童謡・唱歌をみんなで歌う会             | 混声合唱赤とんぼの会                 | えーるピア久留米 視聴覚ホール          | 後援<br>★ | 生涯学習推進課 |
| 10  | 平成26年6月22日                  | 車椅子フォークダンスインストラクター養成講座       | NPO法人 車椅子レクダンス普及会 久留米支部    | 久留米市総合福祉センター 2階大会議場      | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 11  | 平成26年6月22日                  | 平成26年度 少年団体指導者研修会・プレリーダー研修2級 | 北筑後教育事務所                   | えーるピア久留米 体育館・美術室         | 共催<br>★ | 生涯学習推進課 |
| 12  | 平成26年6月28日                  | 平成26年度「久留米大学「みいステ3」          | 久留米大学 比較文化研究所 福祉コミュニティ研究部会 | 久留米大学 御井キャンパス 御井学館3階大ホール | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 13  | 平成26年7月5日                   | 中国映画会 上映映画「運命の子」             | 久留米市日中友好協会                 | えーるピア久留米 視聴覚ホール          | 後援      | 生涯学習推進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.4.18からH26.5.15受付分まで

| No. | 日時                                        | 事業名                                                                         | 主催者名                   | 場所                | 区分      | 担当課     |
|-----|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------|---------|---------|
| 14  | 平成26年8月3日                                 | 講演会「誰だって可能性は無限大Part2」                                                       | 人工呼吸器をつけた子の親の会         | 久留米市庁舎 くるみホール     | 後援<br>★ | 生涯学習推進課 |
| 15  | 平成26年9月27日                                | あしたの会チャリティーコンサート<br>シャンソンの名曲にのって<br>うたいつがれる歌をー                              | あしたの会・九州               | 石橋文化センター<br>共同ホール | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 16  | 平成26年10月5日                                | 石橋文化ホールリニューアル記念事業 レ・フレール<br>ニューアルバム発売記念ライブ Quatre in KURUME<br>キャトル in 久留米  | 公益財団法人 久留米文化振興会        | 石橋文化ホール           | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 17  | 平成26年10月25日                               | 第10回 久留米ジュニア川柳誌上大会                                                          | 久留米連合文化会               | 久留米市役所 くるみホール     | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 18  | 平成27年2月1日                                 | 石橋文化ホールリニューアル記念事業 ドラゴンクエストの世界 in 久留米 すぎやまごう<br>いちと九州交響楽団 ドラゴンクエストIV 導かれし者たち | 公益財団法人 久留米文化振興会        | 石橋文化ホール           | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 19  | 平成26年4月26日(土)～<br>9月28日(日)                | コレクション展示 アートで対決                                                             | 公益財団法人石橋財団石橋美術館        | 石橋財団石橋美術館         | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 20  | 平成26年4月から平成27年3月までの第3土曜日<br>(8月は除く)       | 久留米友の会 子ども生活塾                                                               | 久留米友の会                 | 久留米友の家            | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 21  | 平成26年4月から平成27年3月までの毎月1回金曜日又は、2ヶ月に1回<br>予定 | 久留米友の会 みどりごの会                                                               | 久留米友の会                 | 久留米友の家            | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 22  | 平成26年5月11日(日)                             | 子育てセミナー「愛を伝える子育て」                                                           | 家庭倫理の会両筑               | 田主丸コミュニティセンター     | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 23  | 平成26年5月21日(水)～<br>5月26日(月)                | 第24回西日本華道連盟久留米支部いけばな展                                                       | 西日本華道連盟久留米支部           | 久留米岩田屋新館4階催事場     | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 24  | 平成26年5月25日(日)                             | 第128回 久留米市民ハイキング                                                            | 久留米山岳会                 | 平尾台               | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 25  | 平成26年6月1日～平成27年3月31日                      | 2014年度書き損じハガキ回収プログラム                                                        | 一般財団法人 カンボジア地雷撤去キャンペーン | 各地域の小学校、中学校、高校    | 後援      | 生涯学習推進課 |
| 26  | 平成26年7月30日～8月2日                           | 石橋文化センター子ども芸術体験講座 夏休み特別企画 親子で楽しむアート<br>☆フロンティア2014                          | 公益財団法人 久留米文化振興会        | 石橋文化会館1階市民ギャラリー   | 後援      | 生涯学習推進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.4.18からH26.5.15受付分まで

| No. | 日時                                                               | 事業名                                    | 主催者名                       | 場所                                  | 区分  | 担当課       |
|-----|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|-----|-----------|
| 27  | 平成26年7月31日～8月3日                                                  | 久留米市・郡山市青少年親善交流事業                      | 久留米市子ども会連合会                | 福島県郡山市                              | 共催★ | 生涯学習推進課   |
| 28  | 平成26年8月16日～17日                                                   | 夏休みキャンプ2014                            | 一般社団法人 ウェルネスJAPAN          | 福岡県立少年自然の家「玄界の家」(宗像市)               | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 29  | 平成26年9月15日(アンサンブルフェスティバル)<br>平成26年9月21日(吹奏楽祭)<br>平成26年9月23日(合唱祭) | 石橋文化ホール リニューアル記念事業 2014くるめ音楽祭          | 公益財団法人 久留米文化振興会            | 石橋文化ホール(アンサンブルフェスティバルのみ文化センター共同ホール) | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 30  | 平成26年9月16日～平成26年9月21日                                            | 第20回 趣味の作品展                            | 久留米市退職中学校校長会               | えーるピア久留米 2F 市民ギャラリー                 | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 31  | 平成27年12月6日～7日                                                    | 第8回九州国際バウハ音楽コンクール                      | 一般社団法人 九州音楽文化振興会           | 共同ホール                               | 後援★ | 生涯学習推進課   |
| 32  | 平成26年6月29日(日)                                                    | 第11回 エツ祭                               | エツ祭実行委員会                   | 六五郎橋河川敷公園                           | 後援  | 城島文化スポーツ課 |
| 33  | 平成26年7月26日(土)<br>平成26年8月2日(土)                                    | 子ども病院探検隊                               | 医療法人聖峰会 田主丸中央病院            | 田主丸中央病院                             | 後援  | 田主丸教育事務所  |
| 34  | 平成26年6月1日～平成27年3月31日                                             | 生命の源、海や水への想いを伝えようプロジェクト ざぶん賞2014(第13回) | ざぶん賞実行委員会                  | 全国                                  | 後援  | 学校教育課     |
| 35  | 平成26年6月14日(土)                                                    | OMOIYARI音楽会                            | 公益社団法人 日本青年会議所 九州地区 福岡ブロック | 筑後広域公園芸術文化交流施設 九州芸術館                | 後援  | 学校教育課     |
| 36  | 平成26年8月1日(金)                                                     | 特別支援教育実践交流会講演会                         | 福岡県立小郡特別支援学校               | 大刀洗ドリームセンター 展示ホール                   | 後援  | 学校教育課     |
| 37  | 平成26年8月中旬～平成26年10月下旬                                             | 平成26年度「中学生の税についての作文」の募集                | 久留米税務署管内納税貯蓄組合連合           | 久留米市内全中学校                           | 後援  | 学校教育課     |



平成26年度（財）久留米市体育協会各種事業の共催・後援について

1. 共 催            46事業（25年度：35事業）
  
2. 後 援            251事業（25年度：260事業）

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月日 | 行<br>事<br>名                      | 内 容 |    | 場 所            | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                           | 主 管 団 体   |
|----------|----------------------------------|-----|----|----------------|----------|-------|-------------------------------|-----------|
|          |                                  | 共催  | 後援 |                |          |       |                               |           |
| 4 3      | リズムダンス・貯筋運動教室                    | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 60名   | 市民の体力づくり及び貯筋運動の普及             | 体育協会      |
| 4 7      | 初級ヨガ教室(年3回4月9月1月)                | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 90名   | 市民の体力づくり及びヨガの普及               | 体育協会      |
| 4 8      | 太極拳教室(年3回4月9月1月)                 | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 90名   | 市民の体力づくり及び太極拳の普及              | 体育協会      |
| 4 8      | 女性のためのシェイプアップ教室(年3回4月9月1月)       | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 60名   | 女性の体力づくり及び女性スポーツ振興            | 体育協会      |
| 4 8      | 市民テニス教室(年3回4月9月1月)               | ○   |    | 西田テニスコート       | 市民       | 150名  | 市民の体力づくり及びテニスの普及              | 体育協会      |
| 4 10     | 健康づくりのトレネーニング教室(年3回4月9月1月)       | ○   |    | 西部地区体育館        | 市民       | 90名   | 市民の体力づくり及びヨガの普及               | 体育協会      |
| 4 10     | 中級ヨガ教室(年3回4月9月1月)                | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 90名   | 市民の体力づくり及びヨガの普及               | 体育協会      |
| 4 14     | 女性ハートミントン教室(年3回4月9月1月)           | ○   |    | 荘島体育館          | 女性       | 120名  | 女性の体力づくり及び女性スポーツ振興並びに相互の親睦のため | 体育協会      |
| 4 15     | エアロビクス教室(年3回4月9月1月)              | ○   |    | 西部地区体育館        | 市民       | 180名  | 市民の体力づくり及びエアロビクスの普及           | 体育協会      |
| 4 16     | 初心者エアロビクス教室(年3回4月9月1月)           | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 180名  | 市民の体力づくり及びエアロビクスの普及           | 体育協会      |
| 4 16     | ダイエット健康教室                        | ○   |    | 西部地区体育館        | 市民       | 45名   | 市民の体力づくり                      | 体育協会      |
| 9 9-10   | 第15回久留米市民競歩ゴルフ大会                 | ○   |    | プリチストンカンパニー倶楽部 | 市民       | 400名  | 市民の体力づくり及びゴルフの普及              | 体育協会      |
| 10 19    | 第42回久留米オリンピック                    | ○   |    | スポーツセンター-陸上競技場 | 市民       | 4500名 | 市民の体力づくり及び生涯スポーツの振興           | 体育協会      |
| 1 26     | 第34回久留米ロードレース大会                  | ○   |    | スポーツセンター-陸上競技場 | 中・高・一般   | 500名  | 陸上競技の普及と奨励のため                 | 体育協会      |
| 3 29     | ニューズスポーツフェスタ(ソフトボール)             | ○   |    | みづま総合体育館       | 市民       | 400名  | 生涯スポーツの振興とニューズスポーツの普及         | 体育協会      |
| 2 8      | 第32回久留米市スポーツ少年団バレーボール大会          | ○   |    | みづま総合体育館他      | スポーツ少年団員 | 200名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため    | スポーツ少年団本部 |
| 2 11     | 第42回久留米市スポーツ少年団剣道大会              | ○   |    | スポーツセンター-武道館   | スポーツ少年団員 | 140名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため    | スポーツ少年団本部 |
| 3 21     | 第19回久留米市スポーツ少年団サッカー大会            | ○   |    | 南極浄化センター       | スポーツ少年団員 | 100名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため    | スポーツ少年団本部 |
| 6 14     | 第36回久留米市スポーツ少年団野球大会(6/29まで)      | ○   |    | 中千出公園他         | スポーツ少年団員 | 400名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため    | スポーツ少年団本部 |
| 9 23     | 第48回久留米市スポーツ少年団大会                | ○   |    | スポーツセンター-陸上競技場 | スポーツ少年団員 | 1200名 | スポーツ少年団の育成及び団員相互の親睦と交流をはかるため  | スポーツ少年団本部 |
| 12 21    | 第42回久留米市スポーツ少年団トッポボール大会          | ○   |    | 西部地区体育館        | スポーツ少年団員 | 300名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため    | スポーツ少年団本部 |
| 8 1      | 筑後川既第31回西日本学童軟式野球大会(8/6まで)       | ○   |    | スポーツセンター-野球場他  | 小学生      | 2500名 | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため          | 野球連盟      |
| 11 3     | 第42回校区分抗軟式野球大会(11/24まで)          | ○   |    | 新宝満川野球場他       | 一般       | 200名  | 軟式野球の普及と奨励のため                 | 野球連盟      |
| 10 11-13 | アザレアカップ第15回九州・山形バレーボールカップ男女選手権大会 | ○   |    | スポーツセンター-体育館他  | 一般男女     | 700名  | バレーボール競技の普及と奨励のため             | バレーボール協会  |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 日 | 行 事 名 | 内 容<br>共催 後援                    | 場 所           | 対 象 者              | 参加人員  | 摘 要                           | 主 管 団 体                    |
|-----------|-------|---------------------------------|---------------|--------------------|-------|-------------------------------|----------------------------|
|           |       |                                 |               |                    |       |                               |                            |
| 6         | 7     | 第12回久留米市長杯争奪中学校対抗ソフトテニス大会       | 宝満地区テニスコート他   | 中学生                | 800名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため      | ソフトテニス連盟                   |
| 5         | 11    | 久留米市ベストエイトカップ国際女子テニス2014(～18まで) | 宝満地区テニスコート    | 一般                 | 300名  | 国際テニス競技を行うこととテニス競技の普及奨励を図る    | テニス協会                      |
| 10        | 12    | 第42回久留米まつり剣道大会                  | スポーツセンター武道館   | 小・中学生              | 300名  | 青少年の健全育成及び剣道の普及奨励のため          | 剣道連盟                       |
| 8         | 24    | 第99回九州柔道大会                      | スポーツセンター武道館   | 小・中・高一般            | 1200名 | 明治時代からの由緒ある大会で今後共発展育成を必要とするため | 柔道協会                       |
| 10        | 5     | 久留米まつり協賛久留米市青少年柔道大会             | スポーツセンター武道館   | 小・中学生              | 250名  | 柔道の普及奨励のため                    | 柔道協会                       |
| 6         | 1     | 第49回久留米市長杯争奪弓道大会                | スポーツセンター弓道場   | 高校一般               | 250名  | 弓道の普及奨励のため                    | 弓道連盟                       |
| 11        | 16    | 第42回久留米ほとめき弓道大会                 | スポーツセンター弓道場   | 市民                 | 150名  | 弓道競技の普及奨励のため                  | 弓道連盟                       |
| 4         | 19    | 第21回久留米市長杯中学生サッカー大会(4/20まで)     | 東楯原地区多目的広場    | 中学生                | 500名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため      | サッカー協会                     |
| 2         | 22    | 第25回久留米市長杯少年サッカー大会              | 南町グラウンド       | 小学生                | 250名  | 小学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため      | サッカー協会                     |
| 10        | 12    | 第44回久留米市長杯市民ボウリング大会             | 染布ボウル         | 一般                 | 90名   | 専門知識を学ぶことにより、指導者の資質の向上をはかるため  | ボウリング協会                    |
| 6         | 8     | 小中学生水泳競技大会兼県民体育大会市選考会           | 市民温水プール       | 小・中学生              | 200名  | 県体市選考会、青少年の健全育成及び水泳競技の普及のため   | 水泳協会                       |
| 5         | 25    | 第13回ぐるめアザレア・パドミントン大会            | みつま総合体育館      | 小・中・高一般            | 120名  | パドミントン競技の普及奨励のため              | パドミントン協会                   |
| 9         | 7     | 市民サイクリング(ぶどう狩り)                 | サイクリングロード     | 市民                 | 200名  | 市民の健康増進とサイクリングの普及奨励のため        | サイクルスポーツ協会                 |
| 7         | 20    | 筑後川カヌーフェスティバル2014               | 筑後川カヌーコース     | 小・中学生              | 70名   | カヌー競技の普及奨励のため                 | カヌー協会                      |
| 3         | 15    | 第20回筑後川ぐるめ菜の花マラソン大会             | ぐるめウズ裏河川敷     | 小学生以上              | 3000名 | 参加者の健康保持と交流、親睦のため             | 走ろう会                       |
| 5         | 28    | 長寿支援課委託事業(高齢者ニュースポーツ交流大会)       | スポーツセンター体育館   | 一般                 | 200名  | 高齢者を対象とした健康保持とニュースポーツの普及のため   | 総合型地域スポーツクラブ               |
| 10        | 10    | 筑群バイククラブ杯 宮ノ陣地区ソフトボール大会         | リバーサイドソフトボール場 | 一般                 | 280名  | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため      | 総合型地域スポーツクラブ<br>(筑群バイククラブ) |
| 10        | 10    | 南蕨クラブソフトテニス選手権                  | 新宝満川テニスコート    | 小・中・高一般<br>(校区関係者) | 240名  | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため      | 総合型地域スポーツクラブ<br>(南蕨クラブ)    |
| 11        | 3     | 第11回南蕨クラブ旗・市長杯争奪久留米市青少年サッカー大会   | スポーツセンター      | 小学生                | 200名  | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため      | 総合型地域スポーツクラブ<br>(南蕨クラブ)    |
| 12        | 12    | 第8回筑西・ゆめクラブ杯グラウンド・ゴルフ交流大会       | 南部浄化センター東広場   | 一般                 | 130名  | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため      | 総合型地域スポーツクラブ<br>(筑西・ゆめクラブ) |
| 12        | 23    | 第7回筑西・ゆめクラブ杯ソフトバレーボール交流大会       | 西部地区体育館       | 小・中・高一般            | 150名  | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため      | 総合型地域スポーツクラブ<br>(筑西・ゆめクラブ) |
| 4         | 6     | 第56回福岡県軟式野球選手権大会(8級市予選(5/18まで)) | スポーツセンター野球場他  | 一般                 | 400名  | 軟式野球の普及奨励のため                  | 野球連盟                       |
| 4         | 12    | 南町宮嶋杯第34回全日本学生軟式野球大会市予選(4/29まで) | スポーツセンター野球場他  | 小学生                | 600名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため          | 野球連盟                       |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月日 | 行<br>事<br>名                                            | 内<br>容 |    | 場<br>所       | 対<br>象<br>者 | 参<br>加<br>人<br>員 | 積<br>要                | 主<br>管<br>団<br>体 |
|----------|--------------------------------------------------------|--------|----|--------------|-------------|------------------|-----------------------|------------------|
|          |                                                        | 共催     | 後援 |              |             |                  |                       |                  |
| 4月20日    | 第47回福岡県軟式野球選手権大会(C級)市予選(5/26まで)                        | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 1100名            | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 5月3日     | 第27回久留米市長旗中学校野球大会(5/5まで)                               | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 中学生         | 300名             | 中学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 5月4日     | 第6回トコモネ杯学童軟式野球大会市予選(5/17まで)                            | ○      |    | 大島公園グラウンド他   | 小学生         | 820名             | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 5月14日    | 第15回久留米市民ナイター野球大会(9月まで)                                | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 450名             | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 5月25日    | 第19回野球連盟会長杯野球大会(B級、7/27まで)                             | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 600名             | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 6月1日     | 第20回野球連盟会長杯野球大会(C級、8/17まで)                             | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 1100名            | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 6月7日     | 高円宮賜杯第34回全日本学童軟式野球福岡県大会                                | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 小学生         | 600名             | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 6月8日     | 第69回天皇杯争奪軟式野球大会市予選(A級、6/29まで)                          | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 720名             | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 6月22日    | 第28回小松旗学童野球大会(7/6まで)                                   | ○      |    | 大島公園グラウンド他   | 小学生         | 820名             | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 7月19日    | 第25回日本スポーツマスターズ九州大会                                    | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 120名             | シニア世代を中心とした軟式野球の普及のため | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 7月26日    | トモカップ福岡県学童軟式野球2014県大会(7/29まで)                          | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 小学生         | 2500名            | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 8月17日    | 第32回野球連盟会長旗学童野球大会(10/5まで)                              | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 小学生         | 820名             | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 8月23日    | JALカップ第2回九州学童軟式野球大会(8/25まで)                            | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 小学生         | 300名             | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 8月30日    | 第11回久留米市長旗中学秋季野球大会                                     | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 中学生         | 300名             | 中学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 9月20日    | 福岡県連盟会長杯旗争奪軟式野球大会(A級、9/23まで)                           | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 800名             | 軟式野球の普及奨励及び親睦を図るため    | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 10月4日    | 第4回理事会長杯学童軟式野球新人大会(10/26まで)                            | ○      |    | スポーツセンター野球場  | 小学生         | 800名             | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 10月5日    | 第9回久留米ベースボールチャンピオンシップ<br>久留米北ロータリー杯学童軟式野球大会(11/30まで)   | ○      |    | 新宝満川野球場他     | 一般          | 2000名            | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 10月18日   | 第10回県少年秋季軟式野球福岡県大会                                     | ○      |    | 宝満川地区野球場他    | 小学生         | 300名             | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 12月14日   | 学童野球審判講習会                                              | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 100名             | 審判員の資質の向上をはかるため       | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 2月8日     | 第46回久留米市政旗争奪軟式野球大会<br>(A:3/1~3/20、B:2/8~3/1、C:2/8~3/1) | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 小・中・一般      | 1800名            | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 3月1日     | 第59回高松宮賜杯争奪軟式野球大会市予選(C級)                               | ○      |    | 宝満川地区野球場他    | 一般          | 1100名            | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 3月1日     | 第59回高松宮賜杯争奪軟式野球大会市予選(B級)                               | ○      |    | 宝満川地区野球場他    | 一般          | 800名             | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 3月14日    | 第12回久留米市近国学童軟式野球大会                                     | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 小学生         | 1200名            | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため  | 野<br>球<br>連<br>盟 |
| 3月未定     | 第70回国民体育大会軟式野球大会市予選(A級)                                | ○      |    | スポーツセンター野球場他 | 一般          | 320名             | 軟式野球の普及奨励のため          | 野<br>球<br>連<br>盟 |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日  | 行 事 名                         | 場 所       | 対 象 者 | 参加人員  | 摘 要                           | 主 管 団 体  |
|---------|----|-------------------------------|-----------|-------|-------|-------------------------------|----------|
|         |    |                               |           |       |       |                               |          |
| 4       | 20 | 第94回久留米市ママさんバレーボール大会          | 西田体育館他    | 女性    | 500名  | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会 |
| 5       | 3  | 9人制バレーボール審判講習会                | 西部地区体育館   | 一般    | 100名  | バレーボール普及のため審判員の養成を図るため        | バレーボール協会 |
| 5       | 11 | 第76回久留米市内中学生バレーボール大会          | 市内中学校体育館  | 中学生   | 375名  | 中学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 5       | 17 | 第99回久留米市内小学生バレーボール大会(～18まで)   | 市内小学校体育館  | 小学生   | 300名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 6       | 1  | クラブカップ女子バレーボール1次予選            | 荘島体育館他    | 女性    | 180名  | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会 |
| 6       | 22 | 全日本9人制バレーボールクラブカップ女子選手権決勝大会   | みづま総合体育館  | 一般    | 200名  | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会 |
| 6       | 29 | 西日本ママさんバレー競技支部大会              | みづま総合体育館他 | 女性    | 400名  | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会 |
| 7       | 6  | 第154回久留米市内一般男女バレーボール大会        | 荘島体育館     | 一般    | 90名   | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 7       | 13 | 第45回久留米市内勤労者バレーボール大会          | 西田体育館     | 一般    | 170名  | 勤労者の体力づくりおよびバレーボールの普及奨励のため    | バレーボール協会 |
| 7       | 21 | 第28回久留米市ソフトバレーボール大会           | 未定        | 小学生   | 200   | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 7       | 27 | 第57回県民体育大会一般女子バレーボール大会市予選     | 西部地区体育館他  | 女性    | 230名  | 女性を対象に県体女子の市予選会及び女性スポーツの普及のため | バレーボール協会 |
| 8       | 24 | 第29回紫雲旗バレーボール小学生大会            | みづま総合体育館他 | 小学生   | 450名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 8       | 31 | 第16回ソフトバレーボールフェスタ             | みづま総合体育館  | 一般    | 400名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 9       | 14 | 第54回久留米近畿道高校男女バレーボール大会(～18まで) | みづま総合体育館他 | 高校生   | 1300名 | 高校生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 10      | 5  | 第80回久留米市内高校バレーボール大会           | 市内高校体育館   | 高校生   | 240名  | 高校生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 10      | 11 | 第100回久留米市内小学生バレーボール大会         | 市内小学校体育館  | 小学生   | 300名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 10      | 25 | 九州スポーツスタジアムズ男女バレーボール大会(～26)   | 西部地区体育館他  | 一般    | 250名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 10      | 26 | 第95回久留米市ママさんバレーボール大会          | 西田体育館他    | 女性    | 350名  | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会 |
| 11      | 2  | 第41回久留米市内レクリエーションバレーボール大会     | 西部地区体育館   | 一般    | 200名  | 勤労者の体力づくり及びバレーボールの普及奨励のため     | バレーボール協会 |
| 11      | 9  | 第38回久留米近畿道一般男子バレーボール大会        | 西部地区体育館   | 一般男子  | 150名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 11      | 16 | 第77回久留米市内中学生バレーボール大会          | 市内中学校体育館  | 中学生   | 350名  | 中学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 11      | 16 | 第9回筑後地区会長杯ソフトバレー大会            | みづま総合体育館  | 一般    | 300名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 11      | 24 | 第21回野田小学生バレーボール大会             | 未定        | 小学生   | 250名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 12      | 7  | 第30回久留米近畿道中学生バレーボール大会         | 未定        | 中学生   | 500名  | スポーツの広域交流、中学生の健全育成及びバレーボールの普及 | バレーボール協会 |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日  | 行事名                                 | 内容 |    | 場 所           | 対 象 者 | 参加人員 | 摘 要                           | 主 管 団 体    |
|---------|----|-------------------------------------|----|----|---------------|-------|------|-------------------------------|------------|
|         |    |                                     | 開催 | 後援 |               |       |      |                               |            |
| 12      | 14 | クラブ選手権女子9人制バレーボール大会(1・2・3部)         | ○  |    | 西部地区体育館他      | 一般女子  | 150名 | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会   |
| 12      | 23 | 第19回中央ライオンズカップ小学生バレーボール大会           | ○  |    | みづま総合体育館他     | 小学生   | 350名 | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会   |
| 12      | 23 | 第3回筑西・ゆめクラブ杯ソフトバレーボール交流大会           | ○  |    | 西部地区体育館       | 一般    | 250名 | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会   |
| 1       | 18 | 第30回久留米市近園小学生バレーボール大会               | ○  |    | みづま総合体育館他     | 小学生   | 350名 | スポーツの広域交流、小学生の健全育成及びバレーボールの普及 | バレーボール協会   |
| 3       | 1  | 第40回久留米近園ママンバレーボール親善大会              | ○  |    | スポーツセンター体育館   | 女性    | 310名 | 女性の体力づくり及び女性スポーツ振興並びに相互の親睦のため | バレーボール協会   |
| 3       | 1  | 第101回久留米市内小学生バレーボール大会               | ○  |    | 市内小学校体育館      | 小学生   | 350名 | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会   |
| 3       | 8  | 第81回久留米市内高校バレーボール大会                 | ○  |    | 市内高校体育館       | 高校生   | 200名 | 高校生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会   |
| 3       | 22 | 第17回ソフトバレーフェスタ                      | ○  |    | スポーツセンター体育館   | 一般    | 400名 | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会   |
| 5       | 3  | 第114回久留米市内中学校バスケットボール大会(5/4まで)      | ○  |    | 未定            | 中学生   | 400名 | 中学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため      | バスケットボール協会 |
| 5       | 25 | 第73回久留米市内一般バスケットボール大会(久留米別一)11/30まで | ○  |    | 未定            | 一般    | 240名 | バスケットボールの普及振興のため              | バスケットボール協会 |
| 7       | 中旬 | 筑後地区高校1年生バスケットボール大会                 | ○  |    | 久留米市内高校体育館他   | 高校生   | 200名 | 高校生の健全育成およびバスケットボールの普及振興のため   | バスケットボール協会 |
| 8       | 9  | 第31回久留米地区高校バスケットボール大会(8/10まで)       | ○  |    | 未定            | 高校生   | 200名 | 高校生の健全育成およびバスケットボールの普及振興のため   | バスケットボール協会 |
| 8       | 23 | 第115回久留米市内中学校バスケットボール大会(8/24まで)     | ○  |    | 市内中学校体育館      | 中学生   | 400名 | 中学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため      | バスケットボール協会 |
| 9       | 7  | 第31回りんどう杯さいやすバスケットボール九州大会(9/8まで)    | ○  |    | スポーツセンター体育館   | 一般    | 100名 | バスケットボールの普及振興のため              | バスケットボール協会 |
| 11      | 中旬 | 第36回ミニバスケットボール交歓大会                  | ○  |    | 未定            | 小学生   | 120名 | 小学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため      | バスケットボール協会 |
| 1       | 11 | 第116回久留米市内中学校バスケットボール大会(1/12まで)     | ○  |    | 未定            | 中学生   | 400名 | 中学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため      | バスケットボール協会 |
| 2       | 8  | 第27回久留米市総合選手権バスケットボール大会(2/11)       | ○  |    | 未定            | 一般    | 400名 | バスケットボールの普及振興のため              | バスケットボール協会 |
| 3       | 21 | 第4回久留米地区高校バスケットボール大会(3/22まで)        | ○  |    | 未定            | 高校生   | 300名 | 高校生の健全育成およびバスケットボールの普及振興のため   | バスケットボール協会 |
| 4       | 6  | 第129回久留米市一般男子ソフトボールC級大会             | ○  |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子  | 210名 | ソフトボールの普及のため                  | ソフトボール協会   |
| 4       | 13 | 第55回久留米市一般男子ソフトボールD級大会              | ○  |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子  | 180名 | ソフトボールの普及のため                  | ソフトボール協会   |
| 4       | 20 | 第129回久留米市一般男子ソフトボールB級大会             | ○  |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子  | 270名 | ソフトボールの普及のため                  | ソフトボール協会   |
| 4       | 27 | 第129回久留米市一般男子ソフトボールA級大会             | ○  |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子  | 240名 | ソフトボールの普及のため                  | ソフトボール協会   |
| 4       | 27 | ソフトボール審判、指導者認定講習会                   | ○  |    | コスモすまいる北野     | 一般男子  | 100名 | ソフトボール審判員、指導者の技術向上のため         | ソフトボール協会   |
| 4       | 29 | 第43回久留米市小学生ソフトボール大会(第4回円乗寺杯)        | ○  |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子  | 200名 | ソフトボールの普及のため                  | ソフトボール協会   |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日    | 行<br>事<br>名                 | 内 容 |    | 場 所           | 対 象 者    | 参加人員  | 領 要                              | 主 管 団 体  |
|---------|------|-----------------------------|-----|----|---------------|----------|-------|----------------------------------|----------|
|         |      |                             | 開催  | 後援 |               |          |       |                                  |          |
| 5       | 11   | 第130回久留米市一般男子ソフトボールC級大会     | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 210名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 6       | 1    | 第56回久留米市一般男子ソフトボールD級大会      | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 180名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 6       | 8    | 第130回久留米市一般男子ソフトボールB級大会     | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 270名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 6       | 15   | 第130回久留米市一般男子ソフトボールA級大会     | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 240名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 7       | 20   | 第44回久留米市小学生ソフトボール大会(第4回中村杯) | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 小学生男女    | 200名  | 小学生の健全育成及びソフトボールの普及奨励のため         | ソフトボール協会 |
| 7       | 27   | 第57回県民体育大会ソフトボール競技市選考会      | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 200名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 8       | 3    | 第131回久留米市一般男子ソフトボールC級大会     | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 210名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 8       | 31   | 第131回久留米市一般男子ソフトボールB級大会     | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 270名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 9       | 21   | 第57回久留米市一般男子ソフトボールD級大会      | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 180名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 9       | 7・14 | 第30回久留米近園小学生ソフトボール大会        | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 小学生男女    | 1200名 | スポーツの広域浸透、小学生の健全育成及びソフトボールの普及のため | ソフトボール協会 |
| 10      | 5    | 第131回久留米市一般男子ソフトボールA級大会     | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 250名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 10      | 12   | 第30回久留米市レディースソフトボール大会       | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般女子     | 200名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 10      | 26   | 第17回久留米市長旗争奪戦ソフトボール大会(11/2) | ○   |    | リバーサイドソフトボール場 | 一般男子     | 800名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 4       | 1    | 久留米柔道教室(月水木金土曜日)            | ○   |    | スポーツセンター武道館   | 小・中学生    | 1000名 | 青少年の健全育成及び柔道の普及のため               | 柔道協会     |
| 4       | 27   | 春季久留米市青少年柔道大会               | ○   |    | スポーツセンター武道館   | 小・中学生    | 300名  | 青少年の健全育成及び柔道の普及のため               | 柔道協会     |
| 5       | 4    | 春季無段者柔道大会                   | ○   |    | スポーツセンター武道館   | 小・中・高・一般 | 150名  | 柔道の普及奨励のため                       | 柔道協会     |
| 6       | 14   | 久留米市中学生柔道教室                 | ○   |    | スポーツセンター武道館   | 中学生      | 150名  | 青少年の健全育成及び柔道の普及のため               | 柔道協会     |
| 10      | 11   | 秋季無段者柔道大会                   | ○   |    | スポーツセンター武道館   | 小・中・高・一般 | 150名  | 柔道の普及奨励のため                       | 柔道協会     |
| 6       | 4    | 初心者弓道教室(9/19まで毎週水・金曜日)      | ○   |    | スポーツセンター弓道場   | 市民       | 60名   | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 7       | 20   | 第5回福岡県民体育大会弓道競技市予選会         | ○   |    | スポーツセンター弓道場   | 一般       | 30名   | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 8       | 10   | 久留米青少年弓道大会                  | ○   |    | スポーツセンター弓道場   | 青少年・女子   | 100名  | 青少年の健全育成及び弓道の普及奨励のため             | 弓道連盟     |
| 10      | 13   | 高良大社ぐんち奉納弓道大会               | ○   |    | 高良大社          | 一般       | 250名  | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 5       | 25   | 市民ハイキング                     | ○   |    | 平尾台           | 市民       | 70名   | 市民の健康増進と体力づくりのため                 | 山岳協会     |
| 10      | 27   | 市民ハイキング                     | ○   |    | 三保山           | 市民       | 90名   | 市民の健康増進と体力づくりのため                 | 山岳協会     |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日     | 行 事 名                       | 内 容<br>※後援 | 場 所             | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                      | 主 管 団 体  |
|---------|-------|-----------------------------|------------|-----------------|----------|-------|--------------------------|----------|
|         |       |                             |            |                 |          |       |                          |          |
| 5       | 5     | 第29回福岡県中学生選抜ソフトテニス大会        | ○          | スポーツセンターテニスコート  | 中学生      | 200名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため | ソフトテニス連盟 |
| 6       | 15    | 第9回久留米市内ソフトテニス大会兼県体選考会      | ○          | 宝満地区テニスコート      | 一般       | 400名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 7       | 6     | 第31回松尾杯記念ソフトテニス大会           | ○          | 宝満地区テニスコート      | 一般       | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 7       | 27    | 久留米市内高校夏季リーグソフトテニス大会        | ○          | スポーツセンターテニスコート  | 高校生      | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 8       | 10    | 第32回久留米市内中学校OB・OGソフトテニス大会   | ○          | スポーツセンターテニスコート  | 高校・一般    | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 8       | 23-24 | 高校1・2年生南部ブロックソフトテニス大会       | ○          | スポーツセンターテニスコート他 | 高校生      | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 9       | 7     | 第9回久留米シニアオープンソフトテニス大会       | ○          | 宝満地区テニスコート      | 一般       | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 11      | 22    | 第92回久留米市中学生ソフトテニス秋季大会       | ○          | スポーツセンターテニスコート他 | 中学生      | 800名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため | ソフトテニス連盟 |
| 12      | 7     | 第8回久留米市ソフトテニス連盟会長杯ソフトテニス大会  | ○          | 宝満地区テニスコート      | 市民       | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 12      | 14    | 市内高校リーグソフトテニス冬季大会           | ○          | スポーツセンターテニスコート  | 高校生      | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 2       | 7     | 第9回ナガセケンコー杯久留米近圏中学生ソフトテニス大会 | ○          | スポーツセンターテニスコート他 | 中学生      | 800名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため | ソフトテニス連盟 |
| 3       | 1     | 第6回久留米市春季ソフトテニス選手権大会        | ○          | 宝満地区テニスコート      | 市民       | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため           | ソフトテニス連盟 |
| 3       | 7     | 第36回久留米市内中学生対抗ソフトテニス大会      | ○          | スポーツセンターテニスコート  | 中学生      | 800名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため | ソフトテニス連盟 |
| 3       | 14    | 第32回筑後地区中学校対抗ソフトテニス大会       | ○          | スポーツセンターテニスコート  | 中学生      | 200名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため | ソフトテニス連盟 |
| 4       | 5     | 陸上競技教室(毎週土曜日、3月まで)          | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 小・中学生    | 70名   | 青少年の健全育成及び陸上競技の普及奨励のため   | 陸上競技協会   |
| 4       | 29    | 第38回新戸記念久留米陸上競技大会           | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 小・中・高・一般 | 1300名 | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |
| 5       | 31    | 第27回久留米陸上競技選手権大会(～6/1)      | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 中・高・一般   | 1200名 | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |
| 6       | 11    | 久留米市中学校陸上競技大会               | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 中学生      | 600名  | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |
| 6       | 20    | 筑後地区中学校陸上競技大会               | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 中学生      | 1000名 | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |
| 8       | 3     | 久留米陸上競技記録会                  | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 中・高・一般   | 400名  | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |
| 9       | 13    | 第34回ときめきスポーツ大会              | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 小・中・高・一般 | 300名  | 陸上競技の普及奨励のため(全ての障害者が参加)  | 陸上競技協会   |
| 10      | 11    | 福岡県民体育大会冬季駅伝久留米市予選会         | ○          | スポーツセンター陸上競技場   | 小・中・高・一般 | 50名   | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |
| 12      | 23    | 久留米長距離陸上競技会                 | ○          | スポーツセンター補助陸上競技場 | 一般       | 20名   | 陸上競技の普及奨励のため             | 陸上競技協会   |

※



平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日  | 行<br>事<br>名                 | 内<br>容 | 場<br>所          | 対<br>象<br>者 | 参<br>加<br>人<br>員 | 摘<br>要                      | 主<br>管<br>団<br>体 |
|---------|----|-----------------------------|--------|-----------------|-------------|------------------|-----------------------------|------------------|
|         |    |                             |        |                 |             |                  |                             |                  |
| 3       | 15 | 久留米地区陸上競技審判講習会              | ○      | 久留米地区陸上競技審判センター | 一般          | 50名              | 審判員の資質の向上をはかるため             | 陸上競技協会           |
| 4       | 2  | 久留米市剣道教室(毎週月・水・金曜日)         | ○      | スポーツセンター武道館     | 小・中・一般      | 50名              | 剣道の普及及奨励のため                 | 剣道連盟             |
| 4       | 6  | 第39回久留米市小学生剣道大会             | ○      | スポーツセンター武道館     | 小学生         | 180名             | 小学生の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟             |
| 4       | 20 | 第34回久留米地区高校春季剣道大会           | ○      | スポーツセンター武道館     | 高校生         | 100名             | 高校生の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟             |
| 4       | 29 | 第29回久留米市中学校剣道大会             | ○      | スポーツセンター武道館     | 中学生         | 180名             | 中学生の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟             |
| 5       | 18 | 第58回筑後地区少年親善剣道大会            | ○      | スポーツセンター体育館     | 小・中学生       | 900名             | 青少年の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟             |
| 10      | 5  | 第85回久留米地区高校剣道秋季大会           | ○      | スポーツセンター武道館     | 高校生         | 100名             | 高校生の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟             |
| 11      | 3  | 第43回老壮三回対抗剣道大会              | ○      | スポーツセンター武道館     | 一般          | 100名             | 中・高齢者のスポーツ振興のため             | 剣道連盟             |
| 11      | 24 | 第57回久留米市少年剣道大会              | ○      | スポーツセンター体育館     | 小・中学生       | 400名             | 青少年の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟             |
| 2       | 6  | 市民スキー教室(2/7まで)              | ○      | 崇北国際スキー場        | 市民          | 100名             | スキーの競技普及奨励のため               | スキー協会・総合型        |
| 4       | 6  | 小・中学生ハンドボール教室(毎週土曜日、3/28まで) | ○      | 西部地区体育館         | 小・中学生       | 20名              | 青少年の健全育成及びハンドボール競技の普及をはかるため | ハンドボール協会         |
| 9       | 27 | 第80回久留米市ハンドボール大会(9/28まで)    | ○      | スポーツセンター体育館     | 高校生         | 420名             | ハンドボール競技普及奨励のため             | ハンドボール協会         |
| 12      | 6  | 第8回荒木村久留米市小学生ハンドボール大会       | ○      | 西部地区体育館         | 小学生         | 150名             | 青少年の健全育成及びハンドボール競技の普及をはかるため | ハンドボール協会         |
| 12      | 29 | 高校生ハンドボール実技講習会              | ○      | 明善高校体育館         | 高校生         | 30名              | ハンドボール競技普及奨励のため             | ハンドボール協会         |
| 2       | 22 | 第18回九州マスタースハンドボール久留米大会      | ○      | スポーツセンター体育館     | 一般男子40歳以上   | 125名             | 生涯スポーツの普及振興のため              | ハンドボール協会         |
| 3       | 7  | 第38回久留米近圏ハンドボール大会(3/8まで)    | ○      | スポーツセンター体育館     | 高校生男女       | 400名             | ハンドボール競技普及奨励のため             | ハンドボール協会         |
| 4       | 10 | 女性卓球教室(年3回4月、9月、1月)         | ○      | 荘島体育館           | 女性          | 80名              | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |
| 5       | 4  | 久留米市春季卓球大会(小学・高校・一般の部)      | ○      | スポーツセンター体育館     | 小学生・高校生・一般  | 500名             | 小学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |
| 5       | 5  | 久留米市春季卓球大会(中学の部)            | ○      | スポーツセンター体育館     | 中学生         | 600名             | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |
| 5       | 14 | 久留米市混合ダブルス卓球大会              | ○      | スポーツセンター体育館     | 一般          | 90名              | 卓球競技の普及奨励のため                | 卓球協会             |
| 5       | 21 | パタライダブルスチームカップ久留米卓球大会       | ○      | スポーツセンター体育館     | 女性          | 400名             | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |
| 7       | 24 | 久留米市近郊レディース卓球大会(団体)         | ○      | スポーツセンター体育館     | 女性          | 400名             | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |
| 7       | 28 | カデット卓球大会南部予選                | ○      | スポーツセンター体育館     |             | 400名             | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |
| 8       | 11 | ジュニア卓球大会南部予選(中学3年以上)        | ○      | スポーツセンター体育館     | 中学生         | 250名             | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会             |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日  | 行<br>事<br>名                        | 内<br>容<br>共催 後援 | 場<br>所      | 対<br>象<br>者 | 参<br>加<br>人<br>員 | 摘<br>要                     | 主<br>管<br>団<br>体 |
|---------|----|------------------------------------|-----------------|-------------|-------------|------------------|----------------------------|------------------|
|         |    |                                    |                 |             |             |                  |                            |                  |
| 9       | 23 | 久留米市秋季卓球大会(中学の部)                   | ○               | スポーツセンター体育館 | 中学生         | 550名             | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため       | 卓球協会             |
| 10      | 5  | 久留米市秋季卓球大会(一般・高校・小学)               | ○               | スポーツセンター体育館 | 女性          | 350名             | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため       | 卓球協会             |
| 10      | 20 | 福岡県ねんりんピック卓球大会市予選                  | ○               | スポーツセンター体育館 | 一般          | 100名             | 卓球競技の普及奨励のため               | 卓球協会             |
| 10      | 29 | 久留米市オープンラージボール卓球大会                 | ○               | スポーツセンター体育館 | 一般          | 120名             | 卓球競技の普及奨励のため               | 卓球協会             |
| 11      | 3  | 久留米市中学生卓球大会                        | ○               | スポーツセンター体育館 | 中学生         | 500名             | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため       | 卓球協会             |
| 11      | 5  | 久留米市近郊レディース卓球大会(ダブルス)              | ○               | スポーツセンター体育館 | 女性          | 200名             | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため       | 卓球協会             |
| 2       | 14 | 緒方正次郎杯争奪卓球大会(中学・一般の部)(2/15まで)      | ○               | スポーツセンター体育館 | 中・高・一般      | 1000名            | 卓球競技の普及奨励のため               | 卓球協会             |
| 3       | 15 | 久留米市レディース卓球選手権大会                   | ○               | スポーツセンター体育館 | 女性          | 100名             | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため       | 卓球協会             |
| 3       | 15 | 高良歳雄杯争奪卓球大会(高校の部)                  | ○               | スポーツセンター体育館 | 高校生         | 150名             | 高校生の健全育成及び卓球の普及奨励のため       | 卓球協会             |
| 3       | 21 | 久留米市総合団体卓球選手権大会                    | ○               | スポーツセンター体育館 | 中・高・一般      | 600名             | 卓球競技の普及奨励のため               | 卓球協会             |
| 7       | 12 | 水泳教室(小学生)(7/13まで)                  | ○               | 三瀬B&Gプール    | 小学生         | 50名              | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水泳協会             |
| 10      | 19 | 第58回筑後ジュニア水泳競技大会                   | ○               | 県立総合プール     | 小学生         | 500名             | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水泳協会             |
| 12      |    | 水泳教室(小学生)                          | ○               | 未定          | 小学生         | 50名              | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水泳協会             |
| 3       | 15 | 第16回筑後ジュニア短水路水泳記録会                 | ○               | 未定          | 小学生         | 400名             | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水泳協会             |
| 未定      |    | 水泳指導者講習会                           | ○               | 未定          | 一般          | 50名              | 指導者の資質の向上をはかるため            | 水泳協会             |
| 10      | 20 | 山川招徠社銃剣道大会                         | ○               | 山川招徠社       | 一般          | 80名              | 銃剣道の普及奨励のため                | 銃剣道連盟            |
| 11      | 30 | 第57回福岡県民体育大会・銃剣道選手権大会              | ○               | 福岡市体育館      | 一般          | 300名             | 銃剣道の普及奨励のため                | 銃剣道連盟            |
| 3       | 29 | 久留米市民銃剣道大会                         | ○               | スポーツセンター体育館 | 一般          | 95名              | 銃剣道の普及奨励のため                | 銃剣道連盟            |
| 4       | 12 | 国民体育大会福岡県一次予選会バドミントン大会(少年)(4/13まで) | ○               | みづま総合体育館    | 少年          | 120名             | バドミントン競技の普及奨励、国民体育大会県予選会   | バドミントン協会         |
| 4       | 28 | 春季久留米市民バドミントン大会                    | ○               | 西部地区体育館     | 小・中・高・一般    | 150名             | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会         |
| 5       | 5  | 第41回ジュニアバドミントン大会                   | ○               | みづま総合体育館    | 小・中学生       | 400名             | 青少年の健全育成及びバドミントン競技の普及奨励のため | バドミントン協会         |
| 5       | 8  | 第13回さくらバドミントン大会(女性大会)              | ○               | スポーツセンター体育館 | 女性          | 150名             | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会         |
| 6       | 8  | 第15回福岡県社会リীগバドミントン大会               | ○               | みづま総合体育館    | 社会人         | 280名             | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会         |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日  | 行 事 名                            | 内 容 |    | 場 所               | 対 象 者   | 参加人員  | 摘 要                        | 主 管 団 体   |
|---------|----|----------------------------------|-----|----|-------------------|---------|-------|----------------------------|-----------|
|         |    |                                  | 共催  | 後援 |                   |         |       |                            |           |
| 6       | 29 | 第57回県民体育大会バドミントン競技市予選            | ○   |    | 西田体育館             | 一般      | 200名  | バドミントン競技の普及奨励、県民体育大会市予選会   | バドミントン協会  |
| 8       | 10 | 第7回筑後地区ジュニアオープンバドミントン大会          | ○   |    | みづま総合体育館          | 一般      | 200名  | バドミントン競技の普及奨励、県民体育大会市予選会   | バドミントン協会  |
| 9       | 7  | 第22回福岡県小学生夏季バドミントン大会兼九州大会予選会     | ○   |    | みづま総合体育館          | 小学生     | 300名  | 青少年の健全育成及びバドミントン競技の普及奨励のため | バドミントン協会  |
| 9       | 14 | 内田記念久留米市民秋季年代別バドミントン大会           | ○   |    | 西田体育館             | 一般      | 150名  | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会  |
| 10      | 18 | 第42回ジュニアバドミントン大会                 | ○   |    | みづま総合体育館          | 小・中学生   | 400名  | 青少年の健全育成及びバドミントン競技の普及奨励のため | バドミントン協会  |
| 10      | 19 | 第10回吉松主税杯争奪オープンバドミントン大会          | ○   |    | みづま総合体育館          | 一般      | 300名  | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会  |
| 1       | 11 | 第22回くくるめオープンバドミントン選手権大会          | ○   |    | みづま総合体育館          | 一般      | 280名  | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会  |
| 1       | 25 | 第16回福岡県社会人リーグバドミントン大会            | ○   |    | スポーツセンター体育館       | 社会人     | 280名  | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会  |
| 2       | 1  | 第32回成井杯争奪バドミントン大会                | ○   |    | みづま総合体育館          | 中・高一般   | 100名  | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会  |
| 4       | 26 | 久留米市体操教室(毎週土曜日、3/14まで)           | ○   |    | えーるピア久留米体育館       | 小・中学生   | 70名   | 青少年の健全育成及び体操の普及奨励のため       | 体 操 協 会   |
| 5       | 24 | 第17回ブリヂストンカップジュニア新体操競技会          | ○   |    | スポーツセンター体育館       | 小・中学生   | 300名  | 青少年の健全育成及び体操の普及奨励のため       | 体 操 協 会   |
| 3       | 7  | 第43回久留米体操競技大会                    | ○   |    | えーるピア久留米体育館       | 小・中学生   | 60名   | 青少年の健全育成及び体操の普及奨励のため       | 体 操 協 会   |
| 4       | 13 | 久留米市オープンテニストーナメント(ダブルス)2014      | ○   |    | 新宝満川地区テニスコート      | 一般      | 100名  | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会 |
| 8       | 8  | 第43回久留米市近郊ジュニアテニス大会(8/10まで)      | ○   |    | スポーツセンターテニスコートHはか | 小・中学生   | 200名  | 高校生・勤労者の健全育成及びテニスの普及奨励のため  | テ ニ ス 協 会 |
| 10      | 19 | 久留米市オープンテニストーナメント(シングルス)2014     | ○   |    | 新宝満川地区テニスコート      | 一般      | 80名   | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会 |
| 11      | 24 | 久留米市オープンチーム対抗テニストーナメント2014女子団体戦  | ○   |    | 新宝満川地区テニスコート      | 一般      | 150名  | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会 |
| 2       | 15 | 久留米市オープンテニストーナメント(シングルス)2015     | ○   |    | 新宝満川地区テニスコート      | 一般      | 150名  | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会 |
| 3       | 21 | 第9回久留米市近郊高校テニス大会団体戦              | ○   |    | スポーツセンターテニスコートHはか | 高校生     | 180名  | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会 |
| 4       |    | 空手道教室(～3月)                       | ○   |    | 西国小体育館            | 小・中・高一般 | 30名   | 空手道の普及奨励のため                | 空 手 道 連 盟 |
| 6       | 29 | 第11回久留米市小・中学生空手道大会               | ○   |    | スポーツセンター武道館       | 小・中学生   | 300名  | 青少年の健全育成及び空手道の普及奨励のため      | 空 手 道 連 盟 |
| 11      | 16 | 第38回久留米地区空手道大会                   | ○   |    | スポーツセンター体育館       | 小・中・高一般 | 550名  | 空手道の普及奨励のため                | 空 手 道 連 盟 |
| 12      | 14 | 第9回西村誠司杯空手道交流大会                  | ○   |    | スポーツセンター体育館       | 小・中・高一般 | 1000名 | 空手道の普及奨励のため                | 空 手 道 連 盟 |
| 4       |    | ボウリングクラブスルハデ、キヤップリーグ戦(平成27年1月まで) | ○   |    | スポーツ久留米           | 一般      | 96名   | ボウリングの普及のため                | ボウリング協会   |
| 4       |    | ボウリングクラブスルハデ、キヤップリーグ戦(平成27年1月まで) | ○   |    | USボウル久留米          | 一般      | 96名   | ボウリングの普及のため                | ボウリング協会   |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日  | 行 事 名                            | 内 容 |     | 場 所           | 対 象 者   | 参加人員  | 摘 要                          | 主 管 団 体      |
|---------|----|----------------------------------|-----|-----|---------------|---------|-------|------------------------------|--------------|
|         |    |                                  | 前 期 | 後 期 |               |         |       |                              |              |
| 7       | 18 | レクリエーション体験講座(健康レクササイズ)           | ○   |     | えーるピア久留米      | 一般      | 50名   | レクリエーション普及奨励のため              | レクリエーション協会   |
| 9       | 19 | レクリエーション体験講座(笑いヨガ)               | ○   |     | えーるピア久留米      | 一般      | 50名   | レクリエーション普及奨励のため              | レクリエーション協会   |
| 11      | 21 | レクリエーション体験講座(レクリエーションダンスinぐるめ)   | ○   |     | えーるピア久留米      | 一般      | 50名   | レクリエーション普及奨励のため              | レクリエーション協会   |
| 2       | 20 | レクリエーション体験講座(ニュースポーツ)            | ○   |     | えーるピア久留米      | 一般      | 50名   | レクリエーション普及奨励のため              | レクリエーション協会   |
| 4       | 1  | スケート教室(日曜・火曜日、平成27年3月まで)         | ○   |     | スポガ久留米        | 小・中・高一般 | 1200名 | アイススケートの普及奨励のため              | スケート連盟       |
| 4       | 19 | 第38回久留米市長杯フィギュアスケート大会            | ○   |     | スポガ久留米        | 小・中・高一般 | 50名   | フィギュアスケートの普及のため              | スケート連盟       |
| 11      | 中旬 | 第28回久留米市スケート連盟会長杯アイスホッケー大会(～12月) | ○   |     | スポガ久留米        | 小・中・高一般 | 160名  | アイススケートの普及奨励のため              | スケート連盟       |
| 11      | 29 | 久留米市民アイススケート教室                   | ○   |     | スポガ久留米        | 小・中・高一般 | 50名   | アイススケートの普及奨励のため              | スケート連盟       |
| 3       | 7  | 第22回スピードスケート記録会                  | ○   |     | スポガ久留米        | 小・中・高一般 | 20名   | スピードスケートの普及奨励のため             | スケート連盟       |
| 5       | 7  | 第15回久留米市春季ゲートボール大会               | ○   |     | 田主丸町老人福祉センター  | 一般      | 120名  | ゲートボールの普及奨励のため               | ゲートボール連合     |
| 9       | 11 | 老人クラブ大会                          | ○   |     | 津福公園          | 一般      | 120名  | 高齢者の健康増進とゲートボールの普及奨励のため      | ゲートボール連合     |
| 10      | 8  | 平成26年度久留米市民ふれあいゲートボール大会          | ○   |     | 津福公園          | 一般      | 120名  | 高齢者の健康増進とゲートボールの普及奨励のため      | ゲートボール連合     |
| 11      | 5  | 第16回久留米市秋季ゲートボール大会               | ○   |     | 北野町運動公園       | 一般      | 120名  | 高齢者の健康増進とゲートボールの普及奨励のため      | ゲートボール連合     |
| 4       | 26 | 第19回西日本地区自転車競技選手権大会(4/27まで)      | ○   |     | 久留米競輪場        | 一般      | 200名  | 自転車競技の普及奨励                   | サイクルスポーツ協会   |
| 4       | 27 | 緑のサイクリング                         | ○   |     | サイクリングロード     | 市民      | 200名  | 市民の健康増進とサイクリングの普及奨励のため       | サイクルスポーツ協会   |
| 8       | 31 | 第39回福岡県セブンチユリラン大会                | ○   |     | サイクリングロード     | 一般      | 150名  | 自転車競技の普及奨励                   | サイクルスポーツ協会   |
| 4       | 13 | 第27回福岡県南部7人制ラグビーフットボール大会         | ○   |     | 久留米高専グラウンド他   | 高校一般    | 150名  | ラグビーフットボールの普及奨励のため           | ラグビーフットボール協会 |
| 5       | 25 | 第12回ちびっ子ラグビーフットボール交流大会           | ○   |     | スポーツセンター陸上競技場 | 小学生     | 200名  | 青少年の健全育成及びラグビーフットボール競技の普及のため | ラグビーフットボール協会 |
| 6       | 上旬 | 第9回財団カップ高校ラグビーフットボール交流大会         | ○   |     | 鳥栖スタジアム       | 高校生     | 100名  | ラグビーフットボールの普及奨励のため           | ラグビーフットボール協会 |
| 8       | 下旬 | 夏季高専・高校ラグビーフットボール交流戦             | ○   |     | 久留米高専         | 高校生     | 200名  | ラグビーフットボールの普及奨励のため           | ラグビーフットボール協会 |
| 3       | 下旬 | 県南部高校ラグビーフットボール交流戦               | ○   |     | 久留米高専         | 高校生     | 80名   | ラグビーフットボールの普及奨励のため           | ラグビーフットボール協会 |
| 3       | 下旬 | 春季高専・高校ラグビーフットボール交流戦             | ○   |     | 久留米高専         | 高校生     | 150名  | ラグビーフットボールの普及奨励のため           | ラグビーフットボール協会 |
| 5       | 31 | 福岡県カヌー選手権大会兼九州ブロック国体選考会          | ○   |     | 久留米市筑川        | 高校一般    | 100名  | カヌー競技の普及奨励のため                | カヌー協会        |
| 6       |    | 小学校カヌー教室(7月まで)                   | ○   |     | 久留米市内小学校      | 小学生     | 70名   | カヌー競技の普及奨励のため                | カヌー協会        |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 | 日   | 行<br>事<br>名                          | 内<br>容<br>非<br>能<br>後<br>援 | 場<br>所          | 対<br>象<br>者 | 参<br>加<br>人<br>員 | 摘<br>要                     | 主<br>管<br>団<br>体 |
|---------|-----|--------------------------------------|----------------------------|-----------------|-------------|------------------|----------------------------|------------------|
|         |     |                                      |                            |                 |             |                  |                            |                  |
| 5       | 3   | 城島カップ中学生サッカー大会(5/4まで)                | ○                          | 城島中学校グラウンドほか    | 中学生         | 500名             | 中学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 7       | 26  | 第10回レインボーカップ国際親善ジュニアサッカー大会           | ○                          | 安武地区大堰下流広場      | 小学生         | 550名             | 小学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 8       | 23  | 第6回久留米格会会長カップ中学生サッカー大会(8/24まで)       | ○                          | 東楢原地区多目的広場      | 小学生         | 200名             | 小学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 9       | 6   | 第18回久留米カップ中学生サッカー大会(9/7まで)           | ○                          | 東楢原地区多目的広場      | 中学生         | 500名             | 中学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 9       | 月上旬 | 第23回有馬ライオンズカップ(少年)サッカー大会             | ○                          | 南町グラウンド         | 小学生         | 200名             | 小学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 10      | 5   | 久留米近隣シニア交流サッカー大会                     | ○                          | スポーツセンター補助競技場   | 一般          | 100名             | サッカー競技の普及奨励のため             | サッカー協会           |
| 11      | 8   | 第11回久留米市招待U-18中学選抜サッカー大会(11/9まで)     | ○                          | スポーツセンター陸上競技場ほか | 中学生         | 200名             | 中学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 11      | 15  | 第23回久留米近隣りんどうライオンズ中学生サッカー大会(11/16まで) | ○                          | スポーツセンター陸上競技場ほか | 中学生         | 700名             | 中学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 11      | 22  | 第28回久留米カップ少年サッカー大会(11/23まで)          | ○                          | 安武地区大堰下流広場      | 小学生         | 580名             | 小学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 未定      |     | 第6回サカモトカップ中学生サッカー大会                  | ○                          | 未定              | 中学生         | 300名             | 中学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |
| 3       | 1   | 第28回りんどうライオンズサッカー教室                  | ○                          | スポーツセンター陸上競技場   | 小学生         | 200名             | 小学生の健全育成及びびすサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会           |

平成26年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施<br>月 日 | 行 事 名                           | 内 容<br>非 後 援 | 場 所                | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                        | 主 管 団 体      |
|-----------|---------------------------------|--------------|--------------------|----------|-------|----------------------------|--------------|
|           |                                 |              |                    |          |       |                            |              |
| 3         | 第15回久留米市U-15サッカー大会              | ○            | スポーツセンター(上)競技場ほか   | 中学生      | 200名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため   | サッカー協会       |
| 4         | 第17回高草礼杯ライオンズクラブ杯グラウンドゴルフ交歓大会   | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 4         | 第1回久留米市グラウンドゴルフ協会大会             | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 400名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 5         | 第38回久留米市グラウンドゴルフ交歓大会            | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 520名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 6         | 第24回北筑後支部グラウンドゴルフ交歓大会           | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 10        | 第39回久留米市グラウンドゴルフ交歓大会(個人戦、団体戦)   | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 520名  | 市民の健康増進とグラウンドゴルフの普及奨励のため   | グラウンドゴルフ協会   |
| 10        | 第28回九州地区グラウンドゴルフ交歓大会福岡大会        | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 1350名 | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 11        | 未定                              | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 1         | 北筑後支部新春グラウンドゴルフ交歓大会             | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 3         | 第10回久留米市長杯グラウンドゴルフ交歓大会          | ○            | 筑後川パークサイドグラウンドゴルフ場 | 一般       | 520名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため           | グラウンドゴルフ協会   |
| 10        | 初心者アーチERY教室(12月まで、毎週金曜日)        | ○            | 西田体育館              | 市民       | 10名   | アーチERY競技の普及奨励のため           | アーチERY協会     |
| 9         | 久留米市バウンディングテニス協会親善交流大会          | ○            | 西部地区体育館            | 一般       | 50名   | バウンディングテニスの普及奨励のため         | バウンディングテニス協会 |
| 10        | 第17回筑後プロックバウンディングテニス親善交流大会      | ○            | 西部地区体育館            | 一般       | 200名  | バウンディングテニスの普及奨励のため         | バウンディングテニス協会 |
| 5         | 久留米市スポーツ少年団スポーツフェスティバル大会(12月まで) | ○            | 各地区                | スポーツ少年団員 | 150名  | スポーツ少年団員の体力の向上をはかるため       | スポーツ少年団本部    |
| 7         | 久留米市スポーツ少年団リーダー研修会              | ○            | 勤労青少年ホーム           | スポーツ少年団員 | 40名   | スポーツ少年団リーダーの養成             | スポーツ少年団本部    |
| 12        | 久留米市スポーツ少年団スケート教室(12/10まで)      | ○            | スボガ久留米             | スポーツ少年団員 | 40名   | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため | スポーツ少年団本部    |
| 7         | 小・中学生相撲教室                       | ○            | 警護寺町               | 小・中学生    | 50名   | 青少年の健全育成及び相撲競技の普及奨励のため     | 相撲連盟         |
| 11        | 小・中学生相撲教室(大相撲若龍勢との交流会)          | ○            | 三瀬町                | 小・中学生    | 20名   | 青少年の健全育成及び相撲競技の普及奨励のため     | 相撲連盟         |
| 9         | クロスロード・スボレック市内大会                | ○            | 荘島体育館              | 一般       | 50名   | 広域圏でのニュースポーツ等の普及奨励のため      | 総合型地域スポーツクラブ |
| 3         | 第5回50mダンス王選手権in久留米              | ○            | スポーツセンター補助競技場      | 一般       | 80名   | 健康保持と生涯スポーツの普及奨励のため        | 総合型地域スポーツクラブ |

非後援 107,742名

## 春日市立小学校長の逮捕事案に係る対応について

### 1 事案の概要

平成26年5月9日、春日市立[ ]小学校長（[ ]歳）が覚醒剤所持容疑で逮捕  
[ ]

### 2 教育委員会等の対応

5月14日に県教育委員会による緊急市町村教育委員会教育長会議が開催された。この内容を踏まえて、5月15日に久留米市教育委員会による臨時校長会を夕刻開催し、以下の今後の対応を通知する。

### 3 今後の対応

県教育委員会通知に基づき、久留米市立学校において下記の緊急取組の実施を予定している。

- ① 北筑後教育事務所が、全管理職（校長、副校長、教頭）を対象として、薬物乱用を中心とした不祥事防止研修会を実施する。
  - ・ 日時 平成26年5月27日、6月2日
- ② 全教職員を対象とした薬物乱用に関する緊急面談を実施する。（教育長による校長面談、校長による教職員面談）
  - ・ 実施時期 7月10日までに実施
- ③ 各学校において全教職員を対象として、薬物乱用防止啓発用DVDを活用した職員研修を実施する。
  - ・ 研修内容は、県教育委員会の通知を踏まえて実施する。

## 南筑高校の修学旅行について

### 1. 修学旅行先決定の経緯について

本校の修学旅行は3年毎に総括し、社会状況のなかで最も教育効果の高いと考えられるものを選択することとしている。今回は、学校規定により全教員のアンケートをもとに修学旅行検討委員会で検討し、報告案を作成、職員会議での報告、校長による決定を経て、H26～H28の修学旅行先は東北地方（震災被災地）と決定した。

なお、H23からH25はグアム島を旅行先としていた。

### 2. 東北・福島地方の選択について

東日本大震災は東北地方に甚大な被害をもたらし、被災地の方々は復興を目指して懸命に努力されている。将来を担う高校生がわが国にとって大きな課題である被災地の復興を直接、見て・聞いて・感じ、自らの生きる力として学び、今後一人ひとりの行動に活かせることを期待した。

また、福島原発事故による放射能の除染や避難の長期化、風評被害や差別等の問題があることを知り、現地の実情を正しく理解することが重要であると考えた。

### 3. 修学旅行日程等について

- ① 参加者 校長以下、教諭9名／2学年：約230名
- ② 旅行業者 JTB九州
- ③ 日程 平成27年2月1日（日）～2月5日（木）
- ④ 行程
  - 2/1 「被災地に学ぶ①」 郡山市姉妹都市学習
  - 2/2～3 スキー講習
  - 2/4 「被災地に学ぶ②」 いわき市震災学習
  - 2/5 東京都内観光

### 4. 被災地に学ぶ内容

#### (1) 「郡山市姉妹都市学習」

- ① 明治初期、久留米から移民した人々が築いた安積開拓と安積疏水の歴史及び久留米市と郡山市との交流について話を聞く。
- ② 水天宮船太鼓の伝統を受け継ぐ郡山市小中学生の太鼓と本校生徒による南筑太鼓の演奏をお互いに披露し合い交流を深める。

#### (2) 「いわき市震災学習」

- ① 塩野崎灯台・被災沿岸部見学、フィールドワーク他
- ② 震災直後の状況、現在の復興進展、将来のまちづくりについての講演とグループディスカッション。



# 教委改革法案可決

## 衆院委首長に方針策定権

1957年5月17日

別の教育審議院設置の草案を審議してなされた一など問題化し、改革の動きが強まった。厚生省と日本維新の会が、衆議院に提出したが、西

教育審議院設置法案を閣議で政府の地方教育行政改革法案第16日の衆議院文教委員会委員会で、厚生、公明などの賛成多数で可決した。20日の衆議院本会議でも可決され、通過する見通し。来月4月の施行を目指している。

改進黨、教育行政にわたる自治体の権限を強化する目的が主眼。自治体自治体の教育方針を示す「大綱」の策定権を与え、自治体主任の「総合教育会議」の設置を義務付ける。総合教育会議は自治体と設置が、大綱や自治体内な施策、その自治体主任の承認を必要とする。会議は原則公開し、議事録作成を努力義務として透明性を高める。

そのほか、教育審議院と教育長を一本化し、新「教育長」を教育長に位置付ける。教育長の任期・罷免は自治体議会の同意を得て行い、任期は現行の4年から3年に短縮。教科書採択や教職員人事など現行法で

定める権限はそのまま教育長に渡すが、首長と教育長の権限が衝突するため教育長は表上調停化する。教育審議院を廃止して、2011年の大津市での自殺事件で、市教委がらじめ調査を委託された後、▽非常

議の委員、教育を廃止して政府からの首長の権限を強める対策を提出したが、西

決された。三木陽二